

二ツ塚処分場埋立関連施設
生活環境影響調査書

令和6年12月

東京たま広域資源循環組合

目 次

第1章 施設の設置に関する計画等.....	1
1.1 目的	1
1.2 施設の設置者の氏名及び住所.....	1
1.3 施設の設置場所.....	1
1.4 設置する施設の種類.....	1
1.5 施設において処理する廃棄物の種類.....	1
1.6 施設の処理能力.....	1
1.7 施設の処理方式.....	1
1.8 施設の構造及び設備.....	4
1.8.1 湿灰受入処理施設.....	4
1.8.2 乾燥灰受入処理施設.....	4
1.9 主要な設備機器.....	4
1.10 車両運行計画.....	4
1.11 着工予定及び使用開始予定.....	4
1.12 公害防止基準.....	7
1.12.1 粉じん	7
1.12.2 騒音	7
1.12.3 振動	7
1.12.4 悪臭	7
第2章 生活環境影響調査項目の選定.....	9
2.1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目.....	9
2.2 生活環境影響調査項目として選定した理由または選定しなかった理由.....	10
第3章 生活環境影響調査の結果.....	11
3.1 大気質	11
3.1.1 調査対象地域.....	11
3.1.2 現況把握	11
3.1.3 予測	19
3.1.4 影響の分析.....	21
3.2 騒音	22
3.2.1 調査対象地域.....	22
3.2.2 現況把握	22
3.2.3 予測	30
3.2.4 影響の分析.....	35
3.3 振動	37

3.3.1 調査対象地域.....	37
3.3.2 現況把握	37
3.3.3 予測	42
3.3.4 影響の分析.....	46
3.4 悪臭	48
3.4.1 調査対象地域.....	48
3.4.2 現況把握	48
3.4.3 予測	52
3.4.4 影響の分析.....	53
第4章 総合的な評価.....	54
4.1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理.....	54
4.2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容.....	57
4.3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容.....	57

第1章 施設の設置に関する計画等

1.1 目的

東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設は、設備更新を予定している。更新工事中においても通常通り焼却残さを受入れるが、エコセメント化施設での処理は困難となることから、本事業は焼却残さを一時的に埋立てるための処理施設を設置するものである（一時的に埋立てた焼却残さは、エコセメント化施設の稼働時に掘り起こし、エコセメント化施設に搬入する予定である。）。

なお、事業の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第9条の3に基づき周辺環境の現状を把握するとともに、対象施設の稼働に伴う環境に及ぼす影響の内容及びその程度について予測、影響の分析を行うことで、周辺地域の環境の保全に適正な配慮をする。

1.2 施設の設置者の氏名及び住所

設置者 : 東京たま広域資源循環組合
代表者 : 管理者 阿部 裕行
住所 : 東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地

1.3 施設の設置場所

東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内地内（日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場）
（図 1.3-1 参照）

1.4 設置する施設の種類

焼却残さ処理施設（移動式破砕機、混練機）

1.5 施設において処理する廃棄物の種類

焼却残さ（燃え殻：湿灰）、焼却残さ（ばいじん：乾燥灰）

1.6 施設の処理能力

焼却残さ処理施設の処理能力は、表 1.6-1 に示すとおりである。

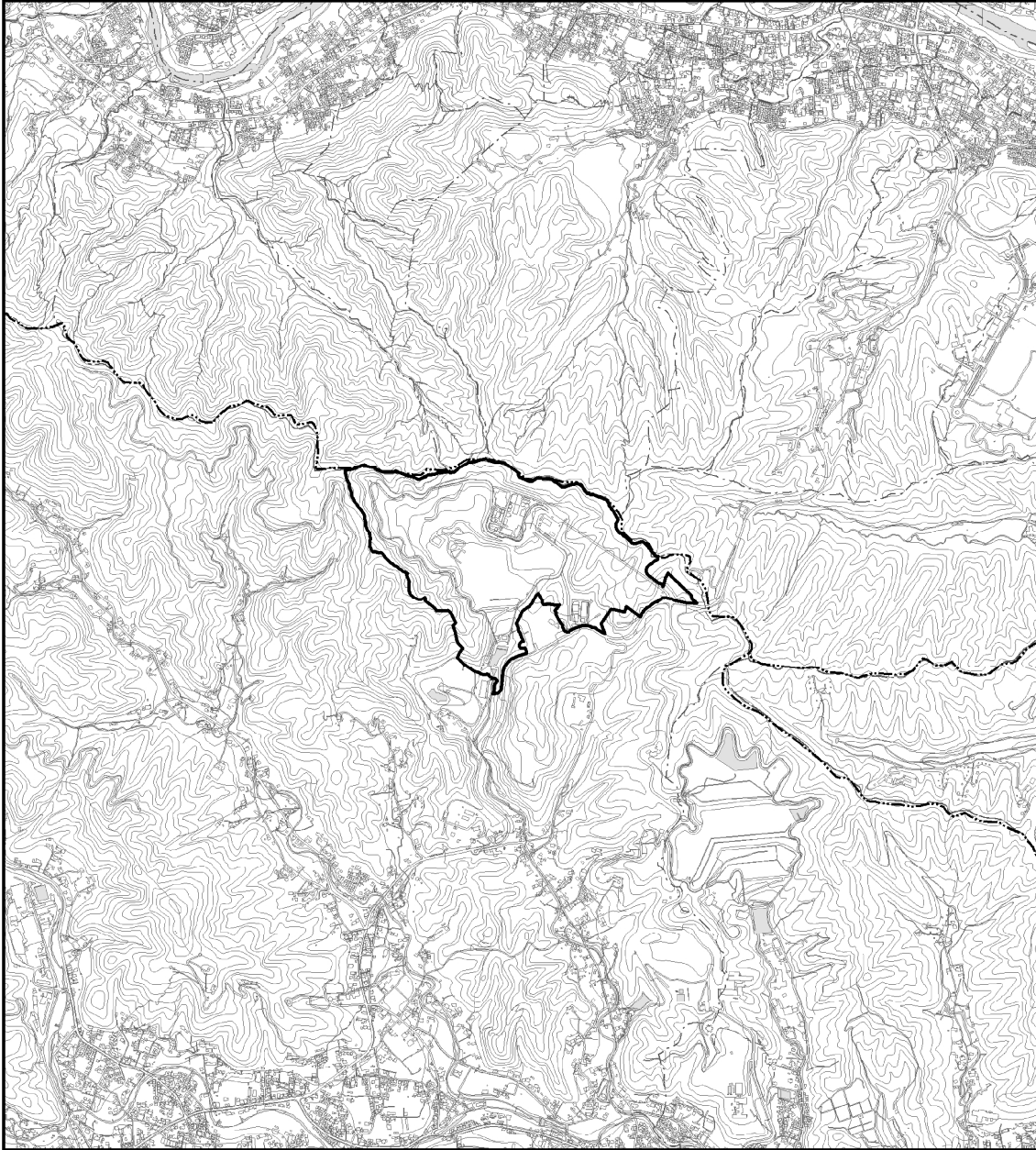
表 1.6-1 施設の処理能力

項目	湿灰受入処理施設	乾燥灰受入処理施設
処理能力	40t/日	90t/日
稼働時間	5時間	5時間

注) 稼働時間は午前8時30分から午後5時15分のうちの5時間とする。

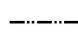
1.7 施設の処理方式

湿灰受入処理施設 : 低速回転破砕方式
乾燥灰受入処理施設 : 薬剤処理方式



凡例

 計画地

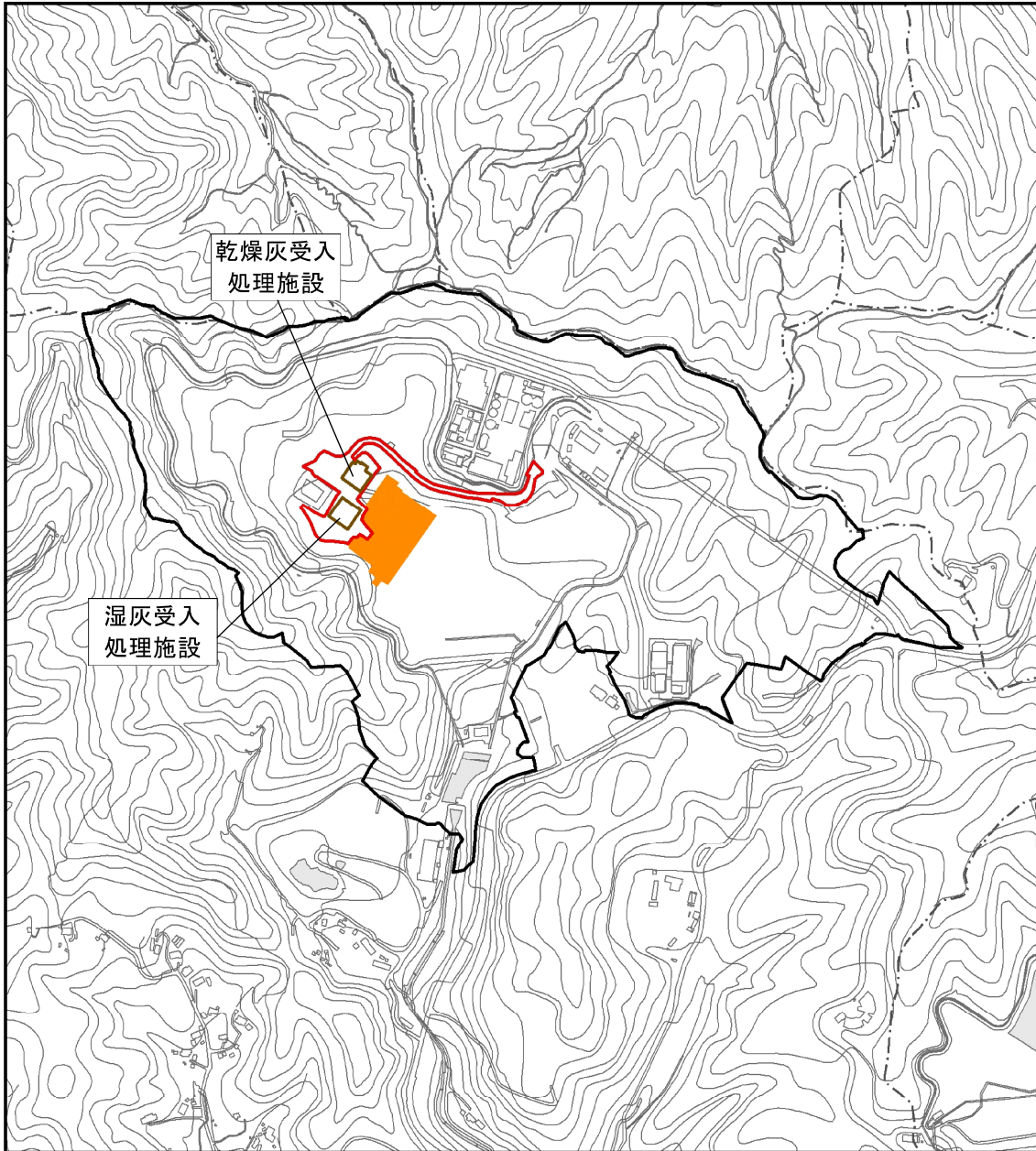
 市町界




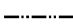



1:25,000

0 250 500 750 1,000
m

図 1.3-1(1) 施設の設置場所



凡例

-  計画地
-  市町界
-  作業範囲
-  仮設テント
-  一時埋立範囲

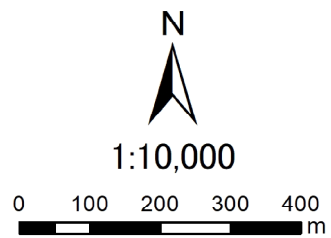


図 1.3-1(2) 施設の設置場所

1.8 施設の構造及び設備

施設の概略フロー図は図 1.8-1、膜構造平屋建（以下、「仮設テント」という。）のイメージは図 1.8-2 に示すとおりである。各施設の概要は次に示すとおりである。

1.8.1 湿灰受入処理施設

主な設備は、ホッパ・破砕機・排出コンベヤ等一体型の移動式破砕機、バックホウ等である。この設備は仮設テント内に設置する。

1.8.2 乾燥灰受入処理施設

主な設備は、受入コンベヤ（乾燥灰処理物搬送コンベヤ）、混練機、乾燥灰貯留槽、薬剤貯留槽、加湿水槽等である。この設備は仮設テント内に設置する。

1.9 主要な設備機器

主要な設備機器は、表 1.9-1 に示すとおりである。

表 1.9-1 主要な設備機器

対象施設	種類	数量（基）
湿灰受入処理施設	移動式破砕機	1
	バックホウ	1
	排風機	1
乾燥灰受入処理施設	受入コンベヤ	2
	混練機	2
	乾燥灰貯留槽	2
	薬剤貯留槽	1
	加湿水槽	1
	バグフィルタ	2
	排風機	1

1.10 車両運行計画

施設関連車両の走行経路は、図 1.11-1 に示すとおりである。

本事業の実施により、関連車両（処理薬剤搬入車両）が1台/日発生する。なお、新たな廃棄物運搬車両は発生しない。

1.11 着工予定及び使用開始予定

着工予定 : 令和7年10月

使用開始予定 : 令和8年10月

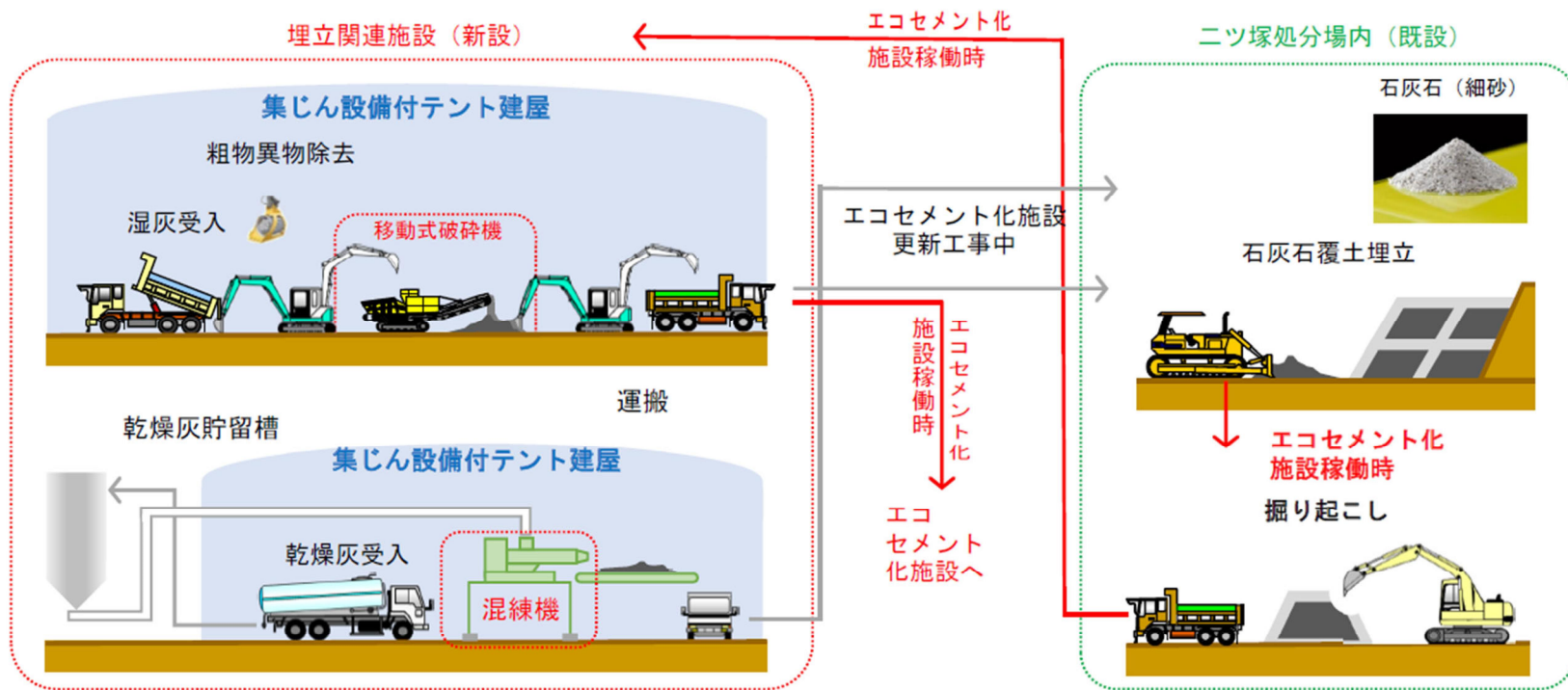
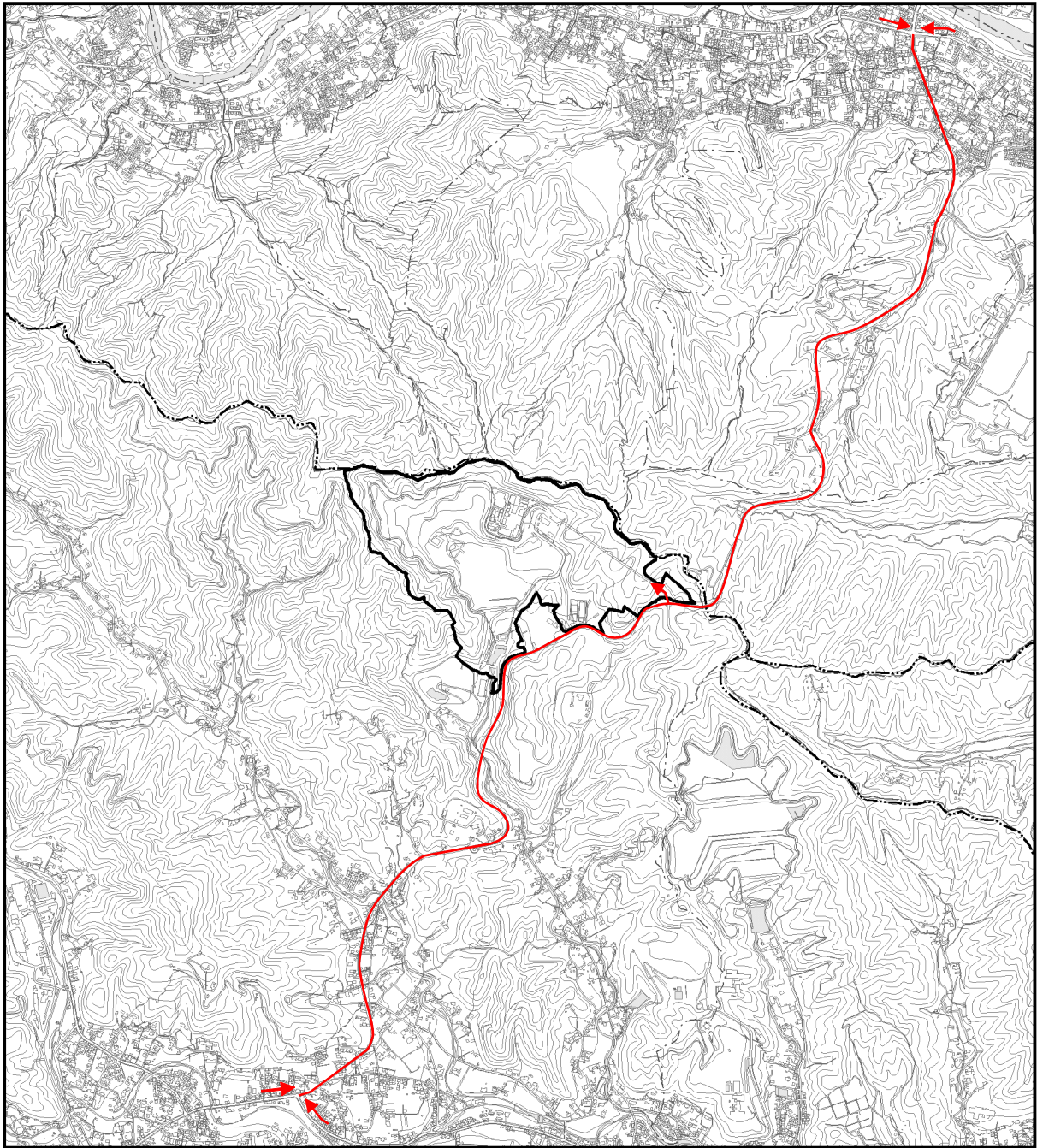



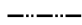

図 1.8-1 施設の概略フロー図



図 1.8-2 仮設テントのイメージ



凡例

-  計画地
-  市町界
-  施設車両走行経路

N



1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

図 1.11-1 車両運行計画

1.12 公害防止基準

1.12.1 粉じん

計画地及びその周辺地域の粉じん（浮遊粒子状物質）の基準値は、表 1.12-1 に示すとおりである。

表 1.12-1 粉じん（浮遊粒子状物質）の公害防止基準値

項目	公害防止基準値
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。

注 1) 準用基準：「大気汚染に係る環境基準について（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）」別表の基準

1.12.2 騒音

計画地及びその周辺地域の騒音の基準値は、表 1.12-2 に示すとおりである。

表 1.12-2 騒音の公害防止基準値

項目	公害防止基準値		評価
	朝 午前 6 時から午前 8 時まで	昼間 午前 8 時から午後 7 時まで	
騒音	45dB	50dB	90%上端値による

注 1) 準用基準：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）」別表第 7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」5 騒音の第 2 種区域（計画地敷地境界の場合は適用）

1.12.3 振動

計画地及びその周辺地域の振動の基準値は、表 1.12-3 に示すとおりである。

表 1.12-3 振動の公害防止基準値

項目	公害防止基準値	
	昼間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から翌日午前 8 時まで
振動	60dB	55dB

注 1) 準用基準：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）」別表第 7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」6 振動の第 1 種区域（計画地敷地境界の場合は適用）

1.12.4 悪臭

計画地の悪臭の基準値は、表 1.12-4 に示すとおりである。

なお、計画地敷地境界で臭気指数が公害防止基準値を超過した場合には、臭気指数及び表 1.12-5 に示す全ての項目を測定することとする。

表 1.12-4 悪臭の公害防止基準値（臭気指数）

項目	公害防止基準値
臭気指数	10

注 1) 準用基準：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）」別表第 7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」7 悪臭の第一種区域

表 1.12-5 悪臭の公害防止基準値（悪臭物質）

項目	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

注 1) 準用基準：「悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）」及び「都知事が決定した規制基準（平成 7 年告示第 490 号）」その他地域

第2章 生活環境影響調査項目の選定

2.1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

設置する施設の特性や事業計画を踏まえ、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)(以下、「指針」という。)の「4-1 破碎・選別施設」に基づき、生活環境影響項目を選定した。生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関係は表 2.1-1 に示すとおりである。

表 2.1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響要因	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
		生活環境影響調査項目				
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素(NO ₂)				—
		浮遊粒子状物質(SPM)				—
	騒音	騒音レベル		○		—
	振動	振動レベル		○		—
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数(臭気濃度)			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)	—			
		浮遊物質(SS)	—			
		その他必要な項目 ^{注2)}	—			

注1) ○：生活環境影響調査項目として選定した項目(現地調査なし)

—：生活環境影響調査項目として選定しなかった項目

注2) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。たとえば、全窒素(T-N)、全リン(T-P)、(T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合)等があげられる。

2.2 生活環境影響調査項目として選定した理由または選定しなかった理由

生活環境影響調査項目として選定した理由または選定しなかった理由は表 2.2-1 に示すとおりである。

表 2.2-1 生活環境影響調査項目として選定した理由または選定しなかった理由

調査事項	項目	影響要因	選定結果	選定した理由または選定しなかった理由
大気質	粉じん	施設の稼働	○	施設の稼働により粉じんが発生する可能性があると考えられるため選定した。 ただし、施設の設置場所では二ツ塚処分場及びエコセメント化施設（以下、「現施設」という。）に対する粉じん（浮遊粒子状物質）の現地調査を実施しており、この調査内容は、指針に定められる現況把握の範囲で実施していることから、既存の調査結果に基づき現況把握を行い、新たな現地調査は実施しないものとした。
	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM)	廃棄物運搬車両の走行	—	廃棄物運搬車両の走行について、本事業の実施による追加の廃棄物運搬車両は発生しない。その他、関連車両（処理薬剤搬入車両）が発生するが、1台/日と交通量はほぼ変化しないことから、廃棄物運搬車両の走行における大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）は生活環境影響調査項目として選定しない。
騒音	騒音レベル	施設の稼働	○	施設の稼働により騒音が発生すると考えられるため選定した。 ただし、施設の設置場所では現施設に対する騒音の現地調査を実施しており、この調査内容は、指針に定められる範囲で実施していることから、既存の調査結果に基づき現況把握を行い、新たな現地調査は実施しないものとした。
		廃棄物運搬車両の走行	—	大気質と同様の理由で選定しない。
振動	振動レベル	施設の稼働	○	施設の稼働により振動が発生すると考えられるため選定した。 ただし、施設の設置場所では現施設に対する振動の現地調査を実施しており、この調査内容は、指針に定められる範囲で実施していることから、既存の調査結果に基づき現況把握を行い、新たな現地調査は実施しないものとした。
		廃棄物運搬車両の走行	—	大気質と同様の理由で選定しない。
悪臭	特定悪臭物質濃度 または 臭気指数(臭気濃度)	施設からの悪臭の漏洩	○	施設の稼働により悪臭が発生する可能性があると考えられるため選定した。 ただし、施設の設置場所では現施設に対する悪臭（臭気指数）の現地調査を実施しており、この調査内容は、指針に定められる範囲で実施していることから、既存の調査結果に基づき現況把握を行い、新たな現地調査は実施しないものとした。
水質	生物化学的酸素要求量(BOD)	施設排水の排出	—	施設の稼働による排水はほとんど排出されず、排水は二ツ塚処分場の浸出水処理施設で処理し、公共下水道へ放流することから、生活環境影響調査項目として選定しない。
	浮遊物質質量(SS)		—	
	その他必要な項目		—	

注1) ○：生活環境影響調査項目として選定した項目（現地調査なし）

—：生活環境影響調査項目として選定しなかった項目

第3章 生活環境影響調査の結果

3.1 大気質

3.1.1 調査対象地域

調査対象地域は、図 3.1-1 に示す計画地、及び粉じんの影響範囲を考慮し、計画地周辺に位置する人家等を含む周辺地域約 1.0km の範囲とした。

3.1.2 現況把握

(1) 現況把握項目

現況把握項目ごとの調査方法は、表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1 現況把握項目（大気質）

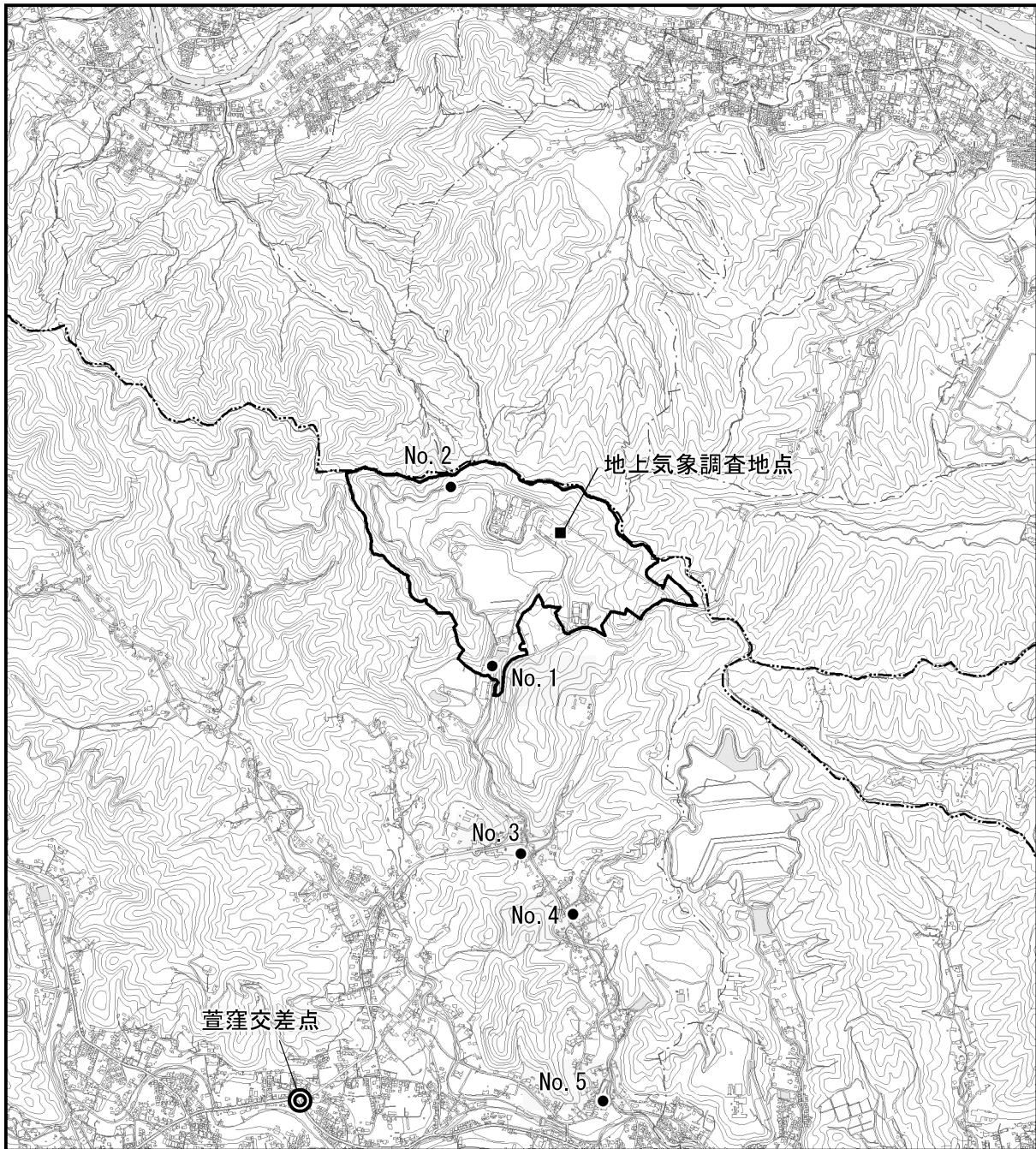
区分	現況把握項目	
大気汚染の状況	既存資料調査	浮遊粒子状物質
	既存現地調査	粉じん（浮遊粒子状物質）
気象の状況	既存資料調査	風向、風速
	既存現地調査	
自然的条件 及び社会的条件	既存資料調査	大気汚染に係る発生源の状況
		土地利用の状況、人家の分布状況
		関係法令の指定状況

(2) 現況把握方法

現況把握項目ごとの調査方法は、表 3.1-2 に示すとおりである。

表 3.1-2 現況把握項目ごとの調査方法

現況把握項目		調査地点	調査時期	調査方法
大気汚染 の状況	粉じん (浮遊粒子 状物質)	既存資料調査	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点 既存資料の整理
	既存現地調査	計画地 2 地点及び 周辺地域 3 地点 (図 3.1-1 参照)	2 月及び 8 月に 各 2 週間測定 (令和 2 年～令和 6 年分)	「大気汚染に係る環境基準に ついて」(昭和 48 年環境庁告 示第 25 号) に定める方法
気象の状況	風向、 風速	既存資料調査	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点 既存資料の整理
		既存現地調査	計画地 1 地点 (図 3.1-1 参照)	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日 「地上気象観測指針」(平成 14 年、気象庁)に定める方法 に定める方法
自然的条件 及び 社会的条件	大気汚染に係る 発生源の状況	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点	既存資料の整理
	土地利用の状況、 人家の分布状況	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点	「国土数値情報ダウンロード」(国土交通省 HP)の整理
	関係法令の指定状況	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点	環境基準等の関係法令の整理



凡例

- 計画地
- 市町界
- ◎ 既存資料調査地点：浮遊粒子状物質
- 既存現地調査地点：粉じん（浮遊粒子状物質）
- 既存現地調査地点：地上気象

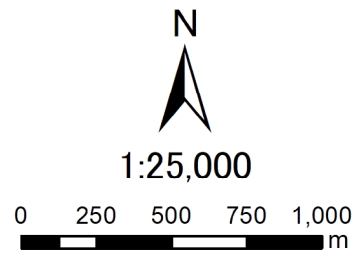


図 3.1-1 既存現地調査地点図（大気質）

(3) 現況把握の結果

① 大気汚染の状況

ア 粉じん（浮遊粒子状物質）

a 既存資料調査

既存資料調査結果は、表 3.1-3 に示すとおりである。

日平均値は 0.006mg/m³、1 時間値の最高値は 0.010mg/m³ であり、環境基準を下回っている。

表 3.1-3 既存資料調査結果（浮遊粒子状物質）

単位：mg/m³

調査地点	測定値				環境基準値
	令和 4 年 10 月 6 日		令和 5 年 2 月 14 日		
	1 日 平均値	1 時間値 最大値	1 日 平均値	1 時間 値最大値	
萱窪交差点	0.006	0.010	0.006	0.010	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。

注 1) 測定時間は 24 時間である。

出典：「令和 4 年度『交通量環境』調査結果」（令和 6 年 10 月閲覧、日の出町 HP）

b 既存現地調査

既存現地調査結果は、表 3.1-4 に示すとおりである。

計画地の敷地境界地点である地点 No. 1 及び No. 2 の期間平均値は 0.005～0.025mg/m³ であり、1 時間値の最大値は 0.161mg/m³ であった。周辺地点の期間平均値は 0.006～0.026mg/m³ であり、1 時間値の最大値は 0.113mg/m³ であった。なお、全ての地点において環境基準を下回っていた。

表 3.1-4 既存現地調査結果（粉じん（浮遊粒子状物質））

単位：mg/m³

地点 番号	項目	令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年		令和 6 年		基準値
		2 月	8 月	2 月	8 月	2 月	8 月	2 月	8 月	2 月	8 月	
No. 1	期間平均値	0.014	0.022	0.012	0.025	0.007	0.020	0.010	0.016	0.007	0.016	0.10
	1 時間値の 最大値	0.096	0.048	0.161	0.070	0.031	0.053	0.047	0.104	0.033	0.046	0.20
No. 2	期間平均値	0.013	0.023	0.015	0.022	0.008	0.020	0.009	0.016	0.005	0.014	0.10
	1 時間値の 最大値	0.074	0.049	0.047	0.065	0.030	0.051	0.045	0.075	0.017	0.042	0.20
No. 3	期間平均値	0.014	0.024	0.016	0.019	0.008	0.017	0.010	0.015	0.007	0.015	0.10
	1 時間値の 最大値	0.071	0.053	0.058	0.055	0.020	0.043	0.045	0.079	0.050	0.038	0.20
No. 4	期間平均値	0.017	0.023	0.010	0.023	0.006	0.018	0.010	0.016	0.008	0.014	0.10
	1 時間値の 最大値	0.085	0.070	0.083	0.070	0.018	0.055	0.035	0.051	0.041	0.091	0.20
No. 5	期間平均値	0.016	0.026	0.015	0.022	0.009	0.018	0.010	0.013	0.010	0.014	0.10
	1 時間値の 最大値	0.113	0.077	0.070	0.084	0.023	0.054	0.026	0.058	0.090	0.038	0.20

注 1) 基準値は、「大気汚染に係る環境基準について（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）」を準用した。

② 気象の状況

ア 風向・風速

a 既存資料調査

計画地及びその周辺地域において、地上気象の調査は実施されていない。なお、計画地最寄りの気象観測所は、北東約 6.3km 先の青梅観測所となる。

b 既存現地調査

令和 5 年度の風向出現頻度、風向別平均風速は表 3.1-5 に、風配図は図 3.1-2 に示すとおりである。

年間における風向出現頻度は、静穏が 24.4% で最も多く、次いで南西が 14.2% であった。また、最多風向出現時の平均風速は、南西の 1.1m/s であった。

表 3.1-5 風向出現頻度及び風向別平均風速（令和 5 年度：計画地）

風 向	春季(3~5月)		夏季(6~8月)		秋季(9~11月)		冬季(12~2月)		年 間	
	風向出現頻度 (%)	平均風速 (m/s)	風向出現頻度 (%)	平均風速 (m/s)	風向出現頻度 (%)	平均風速 (m/s)	風向出現頻度 (%)	平均風速 (m/s)	風向出現頻度 (%)	平均風速 (m/s)
北	2.0	0.8	1.4	0.8	4.4	0.9	4.9	0.8	3.2	0.8
北北東	2.9	0.7	2.4	0.6	6.4	0.6	9.6	0.7	5.3	0.6
北東	6.8	0.6	5.7	0.5	12.4	0.6	12.1	0.7	9.2	0.6
東北東	10.4	0.5	8.5	0.5	12.9	0.4	14.7	0.5	11.6	0.5
東	5.7	0.4	5.0	0.4	6.1	0.4	6.2	0.4	5.7	0.4
東南東	2.5	0.4	1.8	0.4	2.9	0.4	2.4	0.5	2.4	0.4
南東	1.9	0.4	1.5	0.4	2.4	0.4	1.6	0.4	1.9	0.4
南南東	2.0	0.5	2.4	0.5	1.8	0.4	1.8	0.5	2.0	0.5
南	4.3	0.6	2.9	0.5	3.9	0.6	2.1	0.7	3.3	0.6
南南西	7.9	1.0	7.7	0.7	5.2	0.7	4.2	1.0	6.3	0.9
南西	19.0	1.2	19.7	1.0	8.4	1.0	9.7	1.2	14.2	1.1
西南西	5.8	1.1	3.1	0.7	3.1	0.8	5.7	1.0	4.4	0.9
西	2.1	0.9	1.0	0.7	1.5	0.6	2.4	0.8	1.7	0.8
西北西	1.3	0.8	0.5	0.7	1.6	0.6	2.1	0.7	1.4	0.7
北西	1.2	0.9	0.9	0.6	1.1	0.6	1.8	0.7	1.2	0.7
北北西	1.2	0.8	1.2	0.6	2.0	0.7	2.4	0.8	1.7	0.7
静穏 (calm)	23.1	—	34.4	—	23.9	—	16.3	—	24.4	—
合計・平均	100.0	0.6	100.0	0.5	100.0	0.6	100.0	0.6	100.0	0.6

注 1) 静穏は風速 0.2m/s 以下とする。

注 2) 風向出現頻度は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

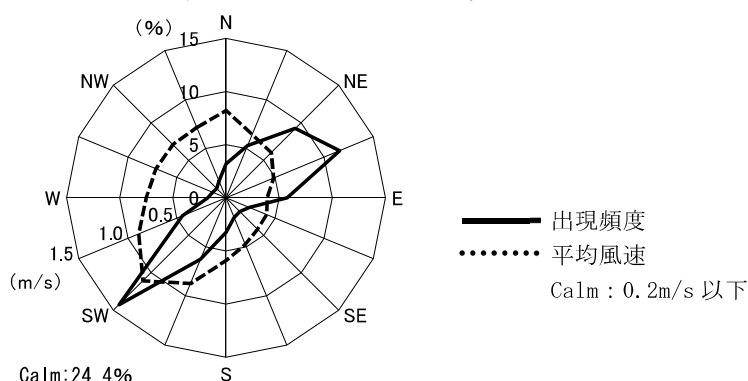


図 3.1-2 風配図

③ 自然的条件及び社会的条件

ア 大気汚染に係る発生源の状況

計画地及びその周辺地域の大气汚染物質の固定発生源は、計画地内のエコセメント化施設が挙げられる。また、計画地及びその周辺地域における大气汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設は、表 3.1-6 及び図 3.1-3 に示すとおりである。

また、移動発生源は都道 31 号を走行する車両が挙げられる。

表 3.1-6 一般粉じん発生施設設置事業所リスト

事業所名	所在地	対象施設
太平洋プレコン工業株式会社 日の出工場	日の出町 大久野 2650	・ベルトコンベア
太平洋マテリアル株式会社 西多摩工場	日の出町 大久野 2650	・ベルトコンベア
世紀東急工業株式会社 多摩混合所	日の出町 大久野 7918-1	・ベルトコンベア ・コーンクラッシャー ・ジョークラッシャー ・振動ふるい
日開企業株式会社 日の出工場（玉の内鉱山）	日の出町 大久野 7754	・ベルトコンベア ・鉱物の堆積場 ・その他破碎・摩砕機 ・振動ふるい
株式会社富士土木 吉野鉱山	青梅市 駒木町 2-1320	・ベルトコンベア ・鉱物の堆積場

出典：「一般粉じん発生施設設置事業所名簿」（令和 4 年 3 月更新、東京都環境局 HP）

イ 土地利用の状況、人家の分布状況

計画地が位置する日の出町の土地利用の状況は、表 3.1-7 に示すとおりである。

総面積 28.05km²のうち、森林が 19.79km²と最も大きな面積を占めており、次いで宅地が 3.39km²となっている。

また、都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 3.1-4 に示すとおりである。計画地及びその周辺は無指定地域となっており、計画地周辺の人家は、計画地から南側及び西側のおよそ 400m 以遠に位置している。

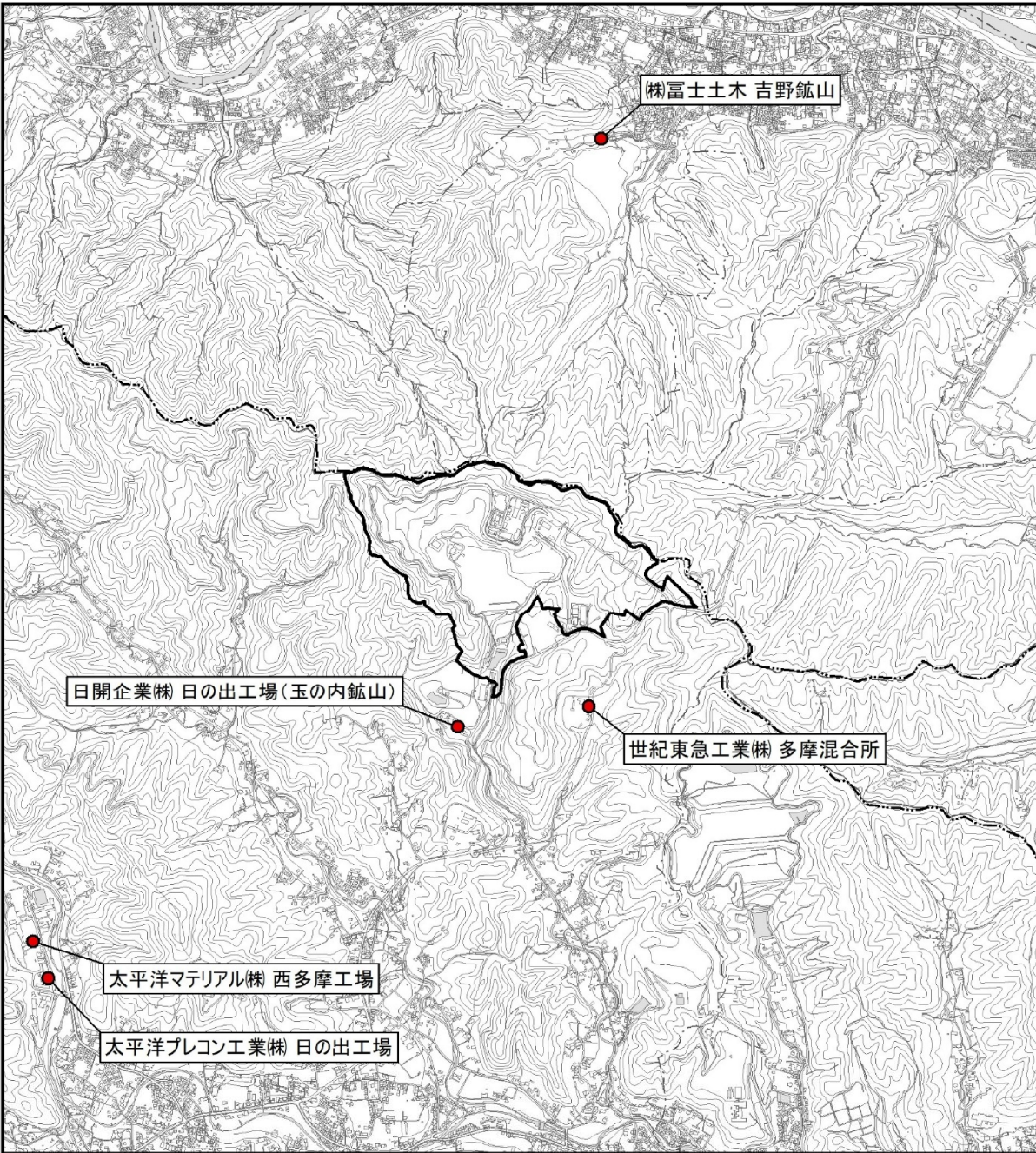
表 3.1-7 土地利用の状況

単位：km²

市町	総面積	宅地	その他	公園、 運動場等	未利用 地等	道路等	農用地	水面 ・河川 ・水路	森林	原野
日の出町	28.05	3.39	0.92	0.38	0.37	1.12	1.30	0.26	19.79	0.53

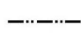
注 1) 表中の値は、四捨五入の関係で総面積と内訳が一致しない場合がある。


出典：「東京の土地利用 令和 4 年多摩・島しょ地域」（令和 6 年 3 月、東京都）



凡 例

 計画地

 市町界

 一般粉じん発生施設

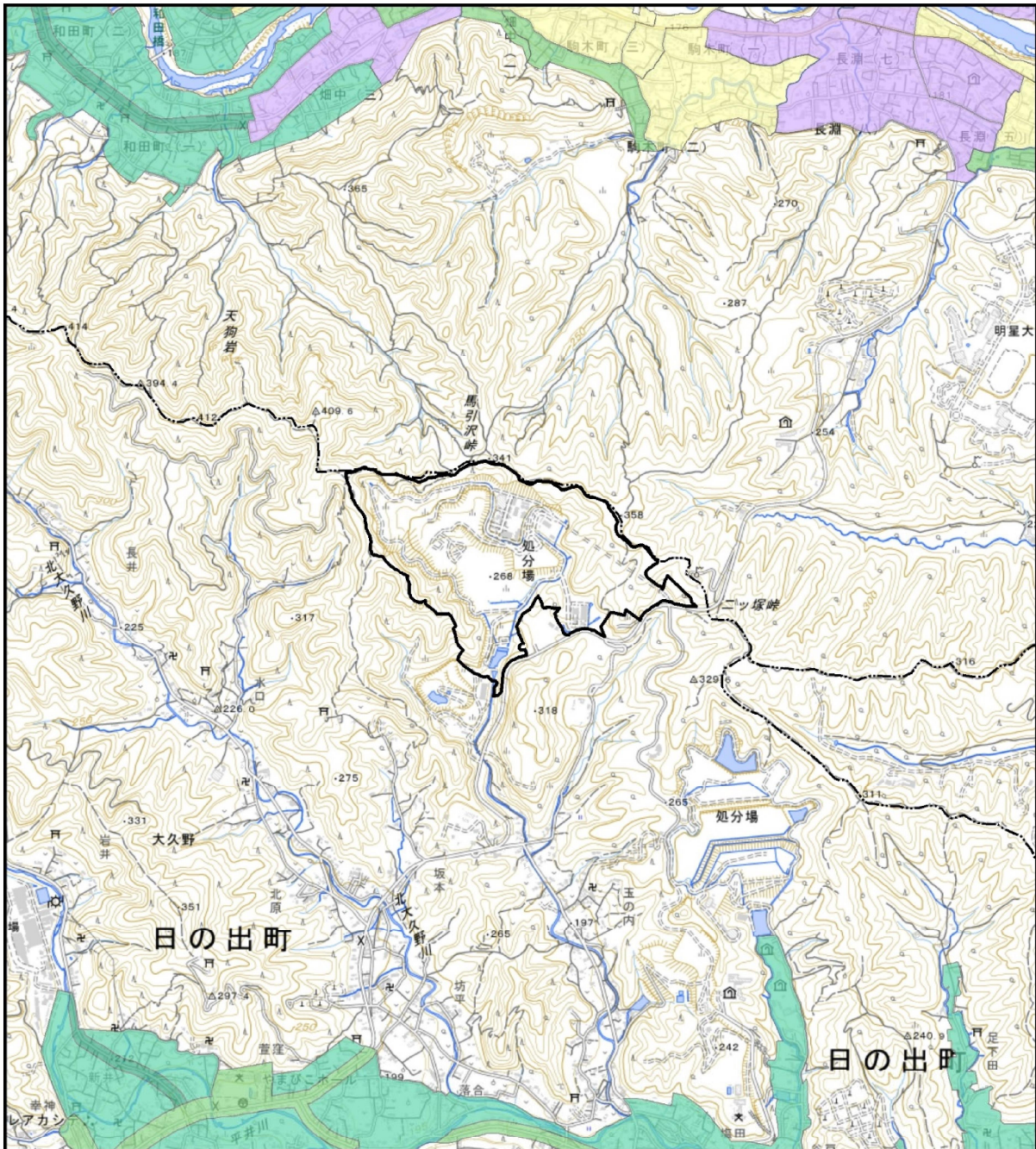


1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

図 3.1-3 一般粉じん発生施設
設置事業所位置

出典:「一般粉じん発生施設設置事業所名簿」(令和4年3月更新 東京都環境局)



凡例

- 計画地
- 市町界
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 準工業地域



1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

図 3.1-4 用途地域の指定状況

出典：「国土数値情報 用途地域（東京都）」（平成 23 年、国土数値情報ダウンロードサイト）

ウ 関係法令の指定状況

a 環境基準

環境基本法に基づく浮遊粒子状物質に係る環境基準は、表 3.1-8 に示すとおりである。

表 3.1-8 浮遊粒子状物質に係る環境基準

項目	環境基準
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

b 法に基づく規制基準

本事業における粉じん（浮遊粒子状物質）について、法に基づく規制基準はない。

3.1.3 予測

(1) 施設の稼働による粉じん

① 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常状態となった時期とした。

② 予測項目

予測項目は、施設の稼働による粉じんの影響とした。

③ 予測方法

ア 予測地点、範囲

予測地点及び予測範囲は計画地周辺とした。

イ 予測方法

予測方法は、気象庁の風力階級表(ビューフォート風力階級表)と計画地における気象の状況(風向・風速)とを照らし合わせ、定性的に粉じんの発生を予測する方法とした。気象庁の風力階級表(ビューフォート風力階級表)は表 3.1-9 に示すとおりである。

ビューフォート風力階級表によると、風力4(相当風速5.5~7.9m/s)において、「砂埃がたち、紙片が舞い上がる。」と示されている。そこで、風速が5.5m/s以上となる発生頻度を求めることにより、粉じんの発生を予測した。

表 3.1-9 風力階級表 (ビューフォート風力階級表)

風力階級	地表物の状態(陸上)	開けた平らな地面から10mの高さにおける相当風速(m/s)
0	静穏。煙はまっすぐに上る。	0.0 ~ 0.2
1	風向きは煙がなびくのでわかるが、風見には感じない。	0.3 ~ 1.5
2	顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動きだす。	1.6 ~ 3.3
3	木の葉や細かい小枝がたえず動く。軽い旗が開く。	3.4 ~ 5.4
4	砂埃がたち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。	5.5 ~ 7.9
5	葉のある灌木がゆれはじめる。池や沼の水面に波頭がたつ。	8.0 ~ 10.7
6	大枝が動く。電線が鳴る。傘はさしにくい。	10.8 ~ 13.8
7	樹木全体がゆれる。風に向かっては歩きにくい。	13.9 ~ 17.1
8	小枝が折れる。風に向かっては歩けない。	17.2 ~ 20.7
9	人家にわずかの損害がおこる。	20.8 ~ 24.4
10	陸地の内部ではめずらしい。樹木が根こそぎになる。人家に大損害がおこる。	24.5 ~ 28.4
11	めったに起こらない広い範囲の破壊を伴う。	28.5 ~ 32.6
12	—	>32.7

出典：「地上気象観測指針」(2002年、気象庁)

④ 予測結果

計画地内の風向・風速階級(ビューフォート風力階級)別出現時間頻度は、表 3.1-10 に示すとおりである。粉じんの発生が予測される砂埃が立つ条件(風力階級 4 以上)は、令和 5 年度で年間 0 時間となっている。

粉じんが飛散する可能性のある風の出現頻度がほとんど発生しない状況であることを勘案すると、施設の稼働に伴う粉じんの周辺への飛散は限りなく少ないと考えられる。

表 3.1-10 風向・風速階級(ビューフォート風力階級)別出現時間頻度

風力階級	風速(m/s)	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW
0	0.0 ~ 0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	0.3 ~ 1.5	269	460	802	1,009	501	208	162	174	282	513
2	1.6 ~ 3.3	7	2	1	2	0	0	1	1	4	32
3	3.4 ~ 5.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
4 以上	5.5 以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	276	462	803	1,011	501	208	163	175	286	548

風力階級	風速(m/s)	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	Cal m	計	割合
0	0.0 ~ 0.2	-	-	-	-	-	-	2,129	2,129	24.4
1	0.3 ~ 1.5	1,022	338	146	116	107	147	-	6,256	71.8
2	1.6 ~ 3.3	218	48	4	4	1	1	-	326	3.7
3	3.4 ~ 5.4	0	0	0	0	0	0	-	3	0.0 (0.03)
4 以上	5.5 以上	0	0	0	0	0	0	-	0	0.0
	計	1,240	386	150	120	108	148	2,129	8,714	100.0

注 1) 割合は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

3.1.4 影響の分析

(1) 施設の稼働による粉じん

① 影響の分析方法

ア 影響の回避または低減に係る分析

適切な粉じんの飛散防止対策がなされているかについて検討し、施設の稼働による粉じんの影響が実行可能な範囲で回避、又は低減されているかについて明らかにする方法とした。

イ 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境保全上の目標は、表 3.1-11 に示すとおりとした。

表 3.1-11 生活環境の保全上の目標

項目	生活環境の保全上の目標
粉じん	現況の粉じんの状況を悪化させないこと。

② 影響の分析結果

ア 影響の回避または低減に係る分析

施設の稼働による粉じんについては、表 3.1-12 に示す環境保全対策を実施する計画であり、施設の稼働による粉じんの影響は、実行可能な範囲で回避または低減されるものと分析する。

表 3.1-12 環境保全対策（施設の稼働による粉じん）

環境保全対策
設備機器は仮設テント内に設置する。
必要に応じて場内の散水を行う。
粉じん（浮遊粒子状物質）のモニタリングを実施する。

イ 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

計画地において、粉じんが飛散する可能性のある風はほとんど発生しない状況である。また、適切な環境保全対策を実施することから、現況の粉じんの状況を悪化させないと考えられ、生活環境の保全上の目標との整合は図られていると分析する。

3.2 騒音

3.2.1 調査対象地域

調査対象地域は、図 3.2-1 に示す計画地及び騒音の影響範囲を考慮した周辺地域約 1.0km の範囲とした。

3.2.2 現況把握

(1) 現況把握項目

現況把握項目ごとの調査方法は、表 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-1 既存資料調査（騒音）

区分		現況把握項目
騒音の状況	既存資料調査	騒音レベル
	既存現地調査	
自然的条件 及び社会的条件	既存資料調査	騒音発生源の状況
		土地利用の状況、人家の分布状況
		関係法令の指定状況

(2) 現況把握方法

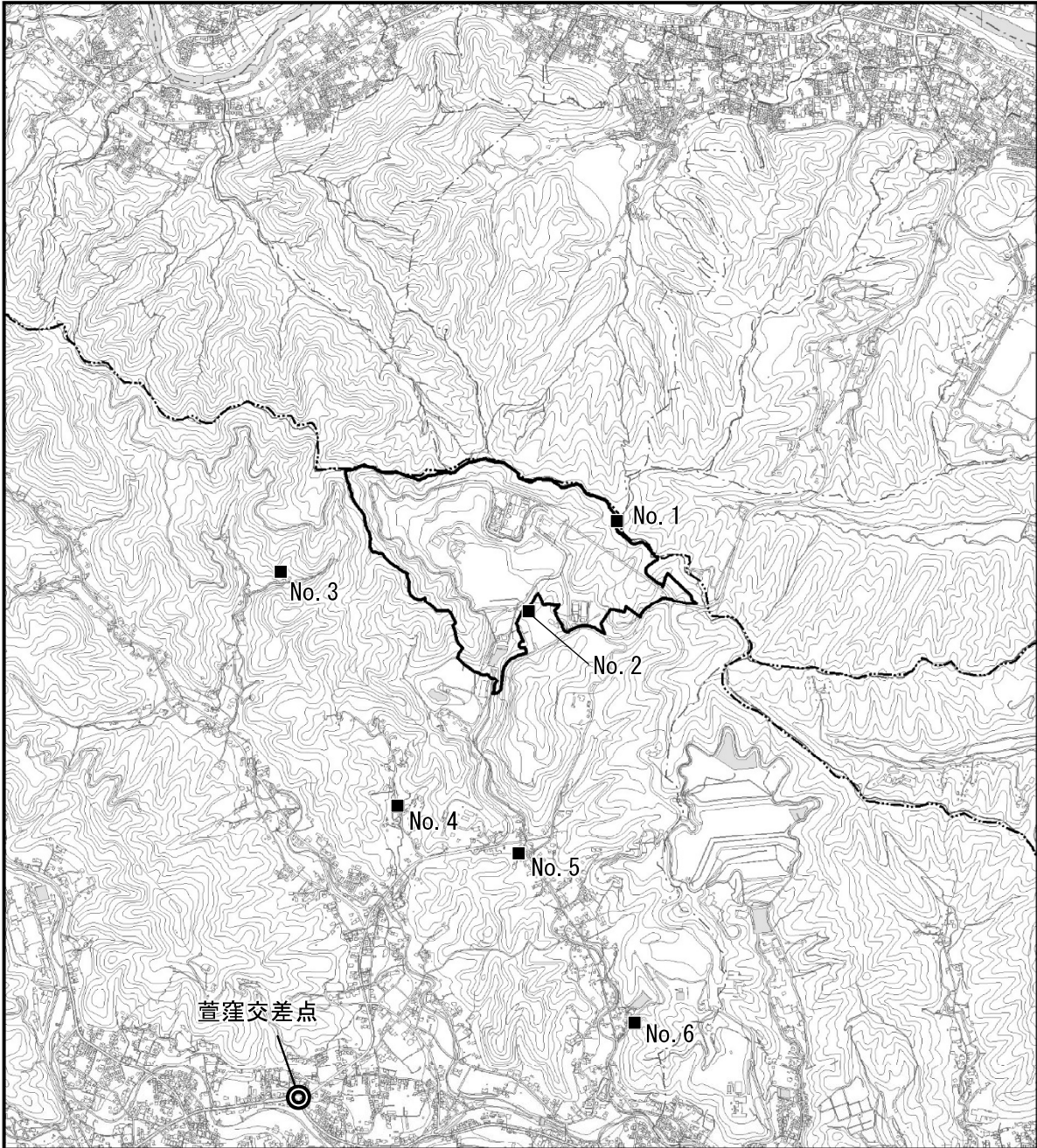
現況把握項目ごとの調査方法は、表 3.2-2 に示すとおりである。

表 3.2-2 現況把握項目ごとの調査方法





現況把握項目		調査地点	調査時期	調査方法
騒音の状況	騒音レベル	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点	既存資料の整理
	騒音レベル	計画地 2 地点及び 周辺地域 4 地点 (図 3.2-1 参照)	現施設が通常稼働 している平日の時 間帯別に各 1 回 ^{注1)} (令和元年度～令 和 5 年度分)	「騒音に係る環境基 準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める方法
自然的条件 及び 社会的条件	騒音発生源の状況	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点	既存資料の整理
	土地利用の状況、 人家の分布状況	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点	「国土数値情報ダウ ンロード」(国土交通 省 HP)の整理
	関係法令の指定状況	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点	環境基準等の 関係法令の整理

注 1) 時間帯は以下のとおりである。1 回につき、実測時間は 10 分とした。

朝 (6:00～8:00)、昼間 (8:00～19:00)、夕 (19:00～23:00)、夜間 (23:00～6:00)



凡例

-  計画地
-  市町界
-  既存資料調査地点
-  騒音、振動調査地点

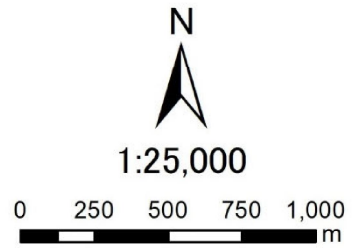


図 3.2-1 既存現地調査地点図（騒音、振動）

(3) 現況把握の結果

① 騒音の状況

ア 騒音レベル

a 既存資料調査

計画地周辺において、環境騒音の調査は実施されていないが、交差点を対象とした騒音調査が実施されている。既存資料調査結果は表 3.2-3 に示すとおりである。令和4年の測定では、全測定日時で要請限度値を下回っている。

表 3.2-3 既存資料調査結果（騒音）

単位：dB

調査地点	騒音レベル（平均値）				要請限度値
	令和4年10月6日		令和5年2月14日		
	北	南	北	南	
萱窪交差点	69	69	66	66	70

注1) 調査時間は12時間（午前6時～午後6時）である。

注2) 表中の値は、該当時間における毎正時10分のエネルギー平均値（ L_{Aeq} ）である。

注3) 調査地点は、該当交差点内の2地点で実施している。

注4) 振動の評価基準となる要請限度に合わせ、騒音の調査結果も要請限度との比較を行っている。

出典：「令和4年度『交通量環境』調査結果」（令和6年10月閲覧日の出町HP、日の出町資料）

b 既存現地調査

既存現地調査結果は表 3.2-4 に示すとおりである。

計画地の敷地境界地点である地点 No.1 及び地点 No.2 は、全測定日時で規制基準を下回っていた。

周辺地点について、地点 No.5 における時間率騒音レベル(L_{A5})の20時、23時、6時の時間区分平均値は46dBであり、基準値を上回っていた。ただし、地点 No.5 側の敷地境界地点である No.2 の調査結果は基準値を下回っていることや、調査結果は調査日前日の降雨に伴う河川流量の増加による影響を受けたものと考えられることから、基準超過の原因は既存施設の稼働による影響ではないと考えられる。なお、その他の時間帯及び地点においては、基準値を満足していた。

表 3.2-4(1) 既存現地調査結果（騒音）

単位：dB

測定日時		地点 No. 1		測定日時		地点 No. 2	
年度	時間帯	騒音レベル(L _{A5})	基準値	年度	時間帯	騒音レベル(L _{A5})	基準値
令和 元年度	12/12 19:00	37	45	令和 元年度	12/12 20:00	38	45
	12/13 0:00	35			12/13 1:00	38	
	12/13 6:00	34			12/13 6:00	39	
	12/13 10:00	35	50		12/13 11:00	46	50
令和 2年度	12/7 16:00	36	50	令和 2年度	12/7 15:00	46	50
	12/7 21:00	36	45		12/7 19:00	39	45
	12/8 2:00	37			12/8 3:00	38	
	12/8 6:00	37			12/8 6:00	41	
令和 3年度	12/9 16:00	35	50	令和 3年度	12/9 14:00	44	50
	12/9 21:00	34	45		12/9 19:00	39	45
	12/10 2:00	34			12/10 1:00	39	
	12/10 7:00	35			12/10 6:00	39	
令和 4年度	12/8 19:00	36	45	令和 4年度	12/8 20:00	41	45
	12/9 0:00	36			12/9 1:00	39	
	12/9 6:00	36			12/9 6:00	41	
	12/9 9:00	40	50		12/9 10:00	42	50
令和 5年度	12/7 15:00	41	50	令和 5年度	12/7 21:00	38	45
	12/7 20:00	34	45		12/8 0:00	38	
	12/7 23:00	35			12/8 7:00	44	
	12/8 6:00	37			12/8 8:00	47	50

注1) 基準値：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)」別表第7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」5騒音の第2種区域における規制基準値

注2) L_{A5}：A特性騒音レベルの90%レンジ（測定した騒音値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ5%ずつ除外したもの）の上端値

表 3.2-4(2) 既存現地調査結果（騒音）

単位：dB

測定日時		地点 No. 3		測定日時		地点 No. 4	
年度	時間帯	騒音レベル(L _{A5})	基準値	年度	時間帯	騒音レベル(L _{A5})	基準値
令和 元年度	12/12 19:00	31	45	令和 元年度	12/12 19:00	<30	45
	12/12 23:00	<30			12/13 0:00	<30	
	12/13 6:00	<30	12/13 6:00		<30		
	12/13 11:00	31	50		12/13 10:00	30	50
令和 2年度	12/7 14:00	32	50	令和 2年度	12/7 13:00	33	50
	12/7 19:00	<30	45		12/7 19:00	<30	45
	12/7 23:00	<30			12/8 0:00	<30	
	12/8 6:00	<30	12/8 6:00		33		
令和 3年度	12/9 15:00	37	50	令和 3年度	12/9 16:00	35	50
	12/9 20:00	35	45		12/9 21:00	<30	45
	12/9 23:00	35			12/9 23:00	<30	
	12/10 6:00	33	12/10 6:00		31		
令和 4年度	12/8 19:00	<30	45	令和 4年度	12/8 20:00	32	45
	12/9 0:00	<30			12/8 23:00	32	
	12/9 6:00	<30	50		12/9 6:00	35	50
	12/9 9:00	<30	50		12/9 9:00	36	50
令和 5年度	12/7 14:00	34	50	令和 5年度	12/7 14:00	39	50
	12/7 20:00	<30	45		12/7 20:00	38	45
	12/7 23:00	<30			12/7 23:00	31	
	12/8 6:00	<30	12/8 7:00		39		

注 1) 基準値：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年条例第 215 号)」別表第 7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」5 騒音の第 2 種区域における規制基準値を準用

注 2) L_{A5}：A 特性騒音レベルの 90%レンジ（測定した騒音値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ 5%ずつ除外したもの）の上端値

表 3.2-4(3) 既存現地調査結果（騒音レベル）

単位：dB

測定日時		地点 No. 5		測定日時		地点 No. 6	
年度	時間帯	騒音レベル(L _{A5})	基準値	年度	時間帯	騒音レベル(L _{A5})	基準値
令和 元年度	12/12 19:00	38	45	令和 元年度	11/25 11:00	37	50
	12/13 0:00	33			11/25 19:00	34	
	12/13 6:00	34	45		11/26 0:00	33	
	12/13 10:00	39			11/26 6:00	35	
令和 2年度	12/7 13:00	49	50	令和 2年度	11/17 10:00	36	50
	12/7 19:00	41			11/17 20:00	31	
	12/7 23:00	34	45		11/18 0:00	<30	
	12/8 6:00	36			11/18 6:00	33	
令和 3年度	12/9 15:00	49	50	令和 3年度	11/16 6:00	32	45
	12/9 20:00	46			11/16 9:00	34	
	12/9 23:00	46	45		11/16 19:00	31	
	12/10 6:00	46			11/16 23:00	<30	
令和 4年度	12/8 20:00	39	45	令和 4年度	11/15 13:00	39	50
	12/9 23:00	34			11/15 19:00	37	
	12/9 6:00	38	50		11/15 23:00	<30	
	12/9 9:00	43			11/16 6:00	32	
令和 5年度	12/7 15:00	42	50	令和 5年度	11/13 20:00	35	45
	12/7 21:00	32			11/13 23:00	<30	
	12/7 23:00	33	45		11/14 6:00	38	
	12/8 7:00	44			11/14 9:00	39	

注 1) 基準値：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年条例第 215 号)」別表第 7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」5 騒音の第 2 種区域における規制基準値を準用

注 2) 表中の網掛けは、基準値の超過を示す。

注 3) L_{A5}：A 特性騒音レベルの 90%レンジ（測定した騒音値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ 5%ずつ除外したもの）の上端値

② 自然的条件及び社会的条件

ア 騒音発生源の状況

計画地及びその周辺地域の騒音の固定発生源は、計画地内のエコセメント化施設が挙げられる。その他、表 3.1-6、図 3.1-3 に示す施設も該当すると考えられる。

また、移動発生源は都道 31 号を走行する車両が挙げられる。

イ 土地利用の状況、人家の分布状況

土地利用の状況、人家の分布状況は「3.1、3.1.2、(3)、③、イ 土地利用の状況、人家の分布状況」に示したとおりである。

ウ 関係法令の指定状況

a 環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.2-5 に示すとおりである。

表 3.2-5 騒音に係る環境基準

地域 類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域 これらに接する地先、水面	55dB 以下	45dB 以下
	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 これらに接する地先、水面		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	60dB 以下	50dB 以下

注1) 地域類型に対する該当地域は「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(平成11年東京都告示第259号)に準ずる。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下、「道路に面する地域」という。)については、その環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間においては、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
70dB 以下	65dB 以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表す。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のよう

- に車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- 2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- 2車線を超える車線を有する道路 20メートル

b 法に基づく規制基準

騒音規制法において、特定工場等から発生する騒音に係る規制基準が定められているが、計画地が位置する日の出町は適用地域外である。

c その他

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準は、表 3.2-6 に示すとおりである。

表 3.2-6 環境確保条例の工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分			
		朝 (6～8時)	昼間 (8～19時) ^{※1} (8～20時) ^{※2}	夕 (19～23時) ^{※1} (20～23時) ^{※2}	夜間 (23～翌6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域 AA地域 ^{注2} 上記地域に接する地先及び水面	40dB	45dB	40dB	40dB
第二種区域	第一種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) 第二種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 第1特別地域 ^{注3} 無指定地域(第1,3,4種区域を除く。)	45dB	50dB	45dB	45dB
第三種区域	近隣商業地域(第1特別区域を除く。) 商業地域(第1特別区域を除く。) 準工業地域(第1特別区域を除く。) 第2特別地域 ^{注4} 上記地域に接する地先及び水面	55dB	60dB	55dB	50dB
第四種区域	工業地域(第1,2特別区域を除く。) 第3特別地域 ^{注5} 上記地域に接する地先及び水面	60dB	70dB	60dB	55dB

注1) ※1：第一種及び第二種区域の昼間、夕の時間の区分を示す。

※2：第三種及び第四種区域の昼間、夕の時間の区分を示す。

注2) AA地域の指定：環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき定められた騒音に係る環境基準に規定する地域の類型AAの該当地域として指定された地域

注3) 第1特別地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち、第一種区域に接する地域であって第一種区域の周囲30m以内の地域

注4) 第2特別地域：工業地域(第1特別地域除く。)及び工業専用地域(第1特別地域除く。)のうち、第二種区域(第1特別地域除く。)に接する地域であって第二種区域の周囲30m以内の地域

注5) 第3特別地域：工業専用地域(第1、第2特別地域除く。)のうち第三種区域(第2特別地域を除く。)に接する地域であって第三種区域の周囲30m以内の地域

3.2.3 予測

(1) 施設の稼働による騒音の影響

① 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常状態となった時期とした。

② 予測項目

予測項目は、施設の稼働による騒音（騒音レベル）とした。

③ 予測方法

ア 予測地点、範囲

予測地点は、図 3.2-1 に示す敷地境界の 2 地点（No. 1、No. 2）に加え、影響が最大となる敷地境界上 1 地点とした。また、予測範囲は敷地境界から概ね 100m の範囲とした。

イ 予測手法

予測手法は、図 3.2-2 に示すとおりである。

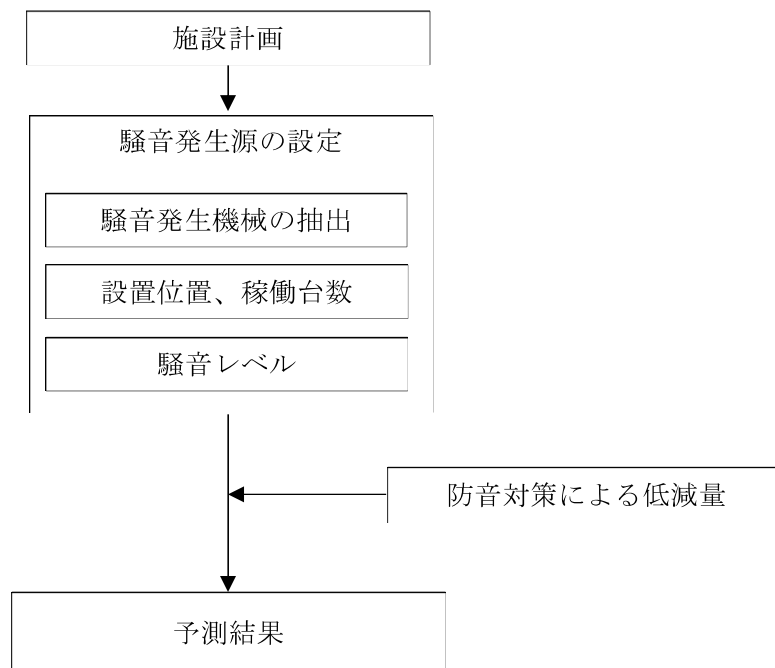


図 3.2-2 予測手順（騒音）

ウ 予測式

予測は、日本音響学会が提案する建設工事騒音の予測計算モデル (ASJ CN-Model 2007) に基づく伝搬計算の基本式によって計算した。

$$L_{A,i} = L_W - 8 - 20 \cdot \log_{10}(r)$$

- $L_{A,i}$: 予測地点における騒音レベル (dB)
 L_W : 音源パワーレベル (dB)
 r : 騒音源から予測地点までの距離 (m)

また、受信点の合成騒音レベルは、各音源からの騒音レベルを以下の式を用いて合成することにより算出した。

$$L_A = 10 \cdot \log_{10} \left(\sum_{i=1}^n 10^{L_{A,i}/10} \right)$$

- L_A : 予測地点における騒音レベル (dB)
 $L_{A,i}$: i 番目の設備機器の予測地点における騒音レベル (dB)
 n : 音源数

エ 予測条件

a 主な設備機器の騒音レベル

騒音発生源となる主な設備機器の騒音レベルは、表 3.2-7 に示すとおりである。また、施設設置の位置及び発生源位置は、図 3.2-3 及び図 3.2-4 に示すとおり設定した。

表 3.2-7 主な設備機器の騒音レベル

No.	施設	機器名	能力・規格	台数	騒音レベル (dB)	条件
1	湿灰受入処理施設	移動式破砕機	40t/日	1	79.5 ^{*1}	機側 7m
2		バックホウ	0.8m ³	1	95 ^{*1}	パワーレベル
3		排風機	22kW	1	71 ^{*2}	機側 1m
4	乾燥灰受入処理施設	受入コンベヤ	15kW	2	76 ^{*2}	機側 1m
5		混練機	90kW	2	88 ^{*3}	パワーレベル
6		バグフィルタ	7.5kW	2	72 ^{*2}	機側 1m
7		排風機	22kW	1	71 ^{*2}	機側 1m

注1) 騒音レベルは以下の資料等から類似設備の値を引用した。

*1: メーカー値

*2: 「多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業環境影響評価書 資料編」(平成15年1月、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合)

*3: 「(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査 報告書等」(平成30年8月、四街道市)

注2) 表中のNo. は図 3.2-4 に対応する。

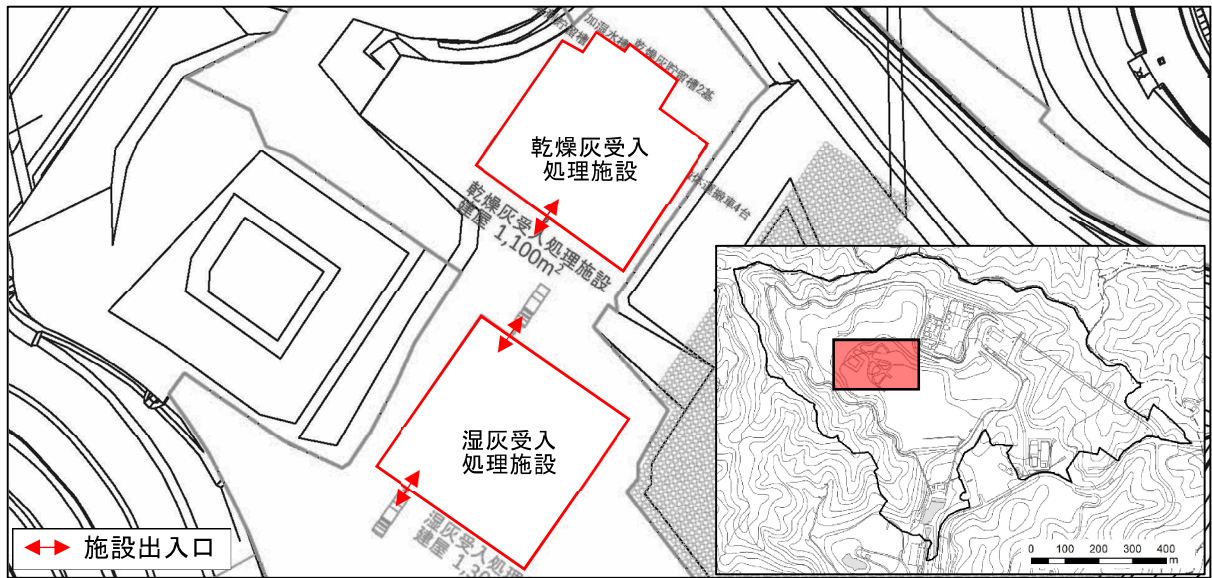
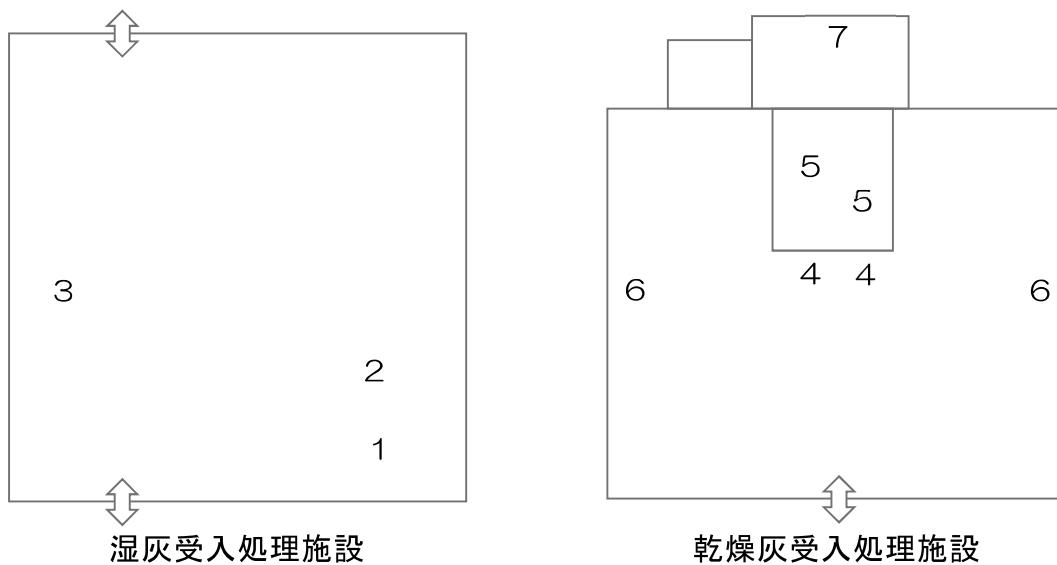


図 3.2-3 施設位置図



注1) 図中の番号は表 3.2-7 に対応する。

図 3.2-4 騒音発生源の位置 (詳細)

b 防音対策による低減量

施設の稼働においては、設備機器を仮設テント内に設置する等の防音対策を実施する（表 3.2-11 参照）。現段階で仮設テントの仕様は未定であるが、必要に応じて防音シート等の防音対策も実施することで、3dB 以上の防音対策を講じるものとする。よって、低減量を 3dB と推定し、「ウ 予測式」で算出した値を補正した。

④ 予測結果

予測結果は、表 3.2-8 に示すとおりである。施設の稼働による騒音レベルは、37dB～48dB となった。

なお、参考として、現況騒音と予測結果の合成値を表 3.2-9 に示す。

表 3.2-8 予測結果（騒音）

単位：dB

予測地点	予測結果
敷地境界 最大値出現地点	48
No. 1	37
No. 2	43

表 3.2-9 現況騒音と予測結果の合成値（参考）

単位：dB

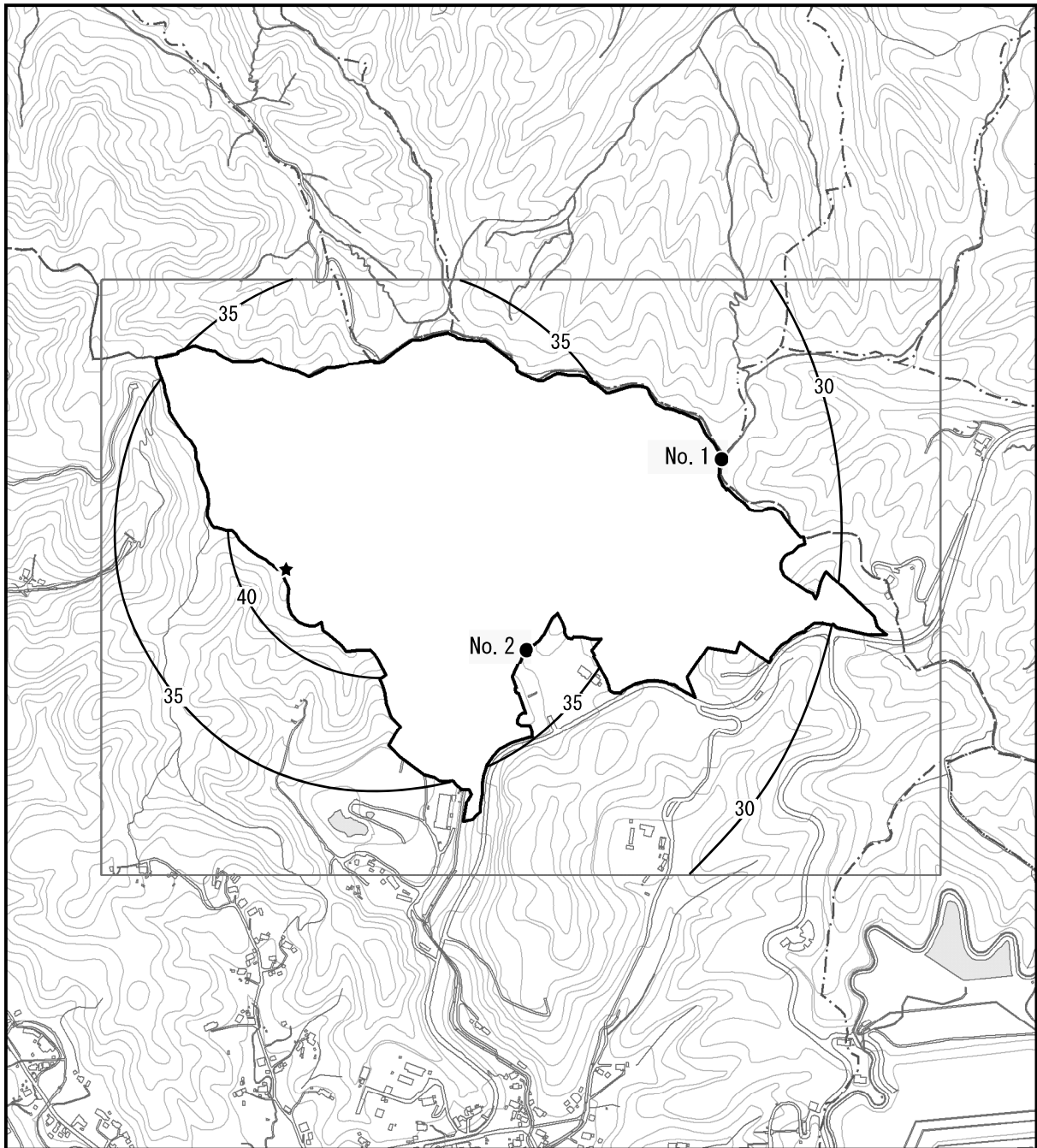
予測地点	現況騒音	予測結果	合成値（参考）
No. 1	41	37	42
No. 2	47	43	48

注1) 現況騒音は、直近5年間の既存資料調査結果（表 3.2-4）において、値が最も大きい昼間（8時～19時）の調査結果を採用した。

No. 1：令和5年度12月7日15：00

No. 2：令和5年度12月8日8：00

注2) 合成値は「ウ 予測式」に示す合成騒音レベルの算定式を用いた。



凡例

- 計画地
- 市町界
- 予測範囲
- 騒音レベル線 (dB)
- ★ 敷地境界最大値出現地点 (48dB)
- 予測地点 (No. 1 : 37dB、No. 2 : 43dB)

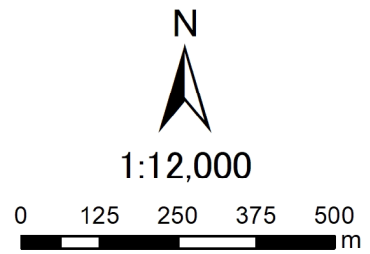


図 3.2-5 予測結果 (騒音)

3.2.4 影響の分析

(1) 施設の稼働による騒音

① 影響の分析方法

ア 影響の回避または低減に係る分析

適切な騒音対策がなされているかについて検討し、施設の稼働による騒音の影響が実行可能な範囲で回避、又は低減されているかについて明らかにする方法とした。

イ 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境保全上の目標は、表 3.2-10 に示すとおりとした。

表 3.2-10 生活環境の保全上の目標（騒音）

項目	時間区分	生活環境の保全上の目標	備考
施設の稼働による騒音 (騒音レベル)	昼間 8時～19時	50 dB	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」における工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準（第二種区域）

② 影響の分析結果

ア 影響の回避または低減に係る分析

施設の稼働による騒音については、表 3.2-11 に示す環境保全対策を実施する計画であり、施設の稼働による騒音の影響は、実行可能な範囲で回避または低減されるものと分析する。

表 3.2-11 環境保全対策（施設の稼働による騒音）

環境保全対策
施設は仮設テント内に設置する。
仮設テントは必要に応じて防音シートを使用する等の防音対策も実施する。
低騒音型の機器を採用するよう努める。
設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。
設備機器のアイドルングストップを徹底する。
設備機器の配置は、可能な限り敷地境界から離れた場所に設置するよう努める。
騒音のモニタリングを実施する。

イ 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

施設の稼働による騒音について、生活環境の保全上の目標と予測結果との整合性の分析結果は表 3.2-12 に示すとおりである。予測結果は生活環境の保全上の目標を下回っていることから、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと分析する。

表 3.2-12 生活環境の保全上の目標との整合性の分析結果（騒音）

単位：dB

予測地点	予測結果	生活環境の 保全上の目標
敷地境界 最大値出現地点	48	50
No. 1	37	
No. 2	43	

3.3 振動

3.3.1 調査対象地域

調査対象地域は、図 3.2-1 に示す計画地及び振動の影響範囲を考慮した周辺地域約 1.0km の範囲とした。

3.3.2 現況把握

(1) 現況把握項目

現況把握項目ごとの調査方法は、表 3.3-1 に示すとおりである。

表 3.3-1 既存資料調査（振動）

区分		現況把握項目
振動の状況	既存資料調査	振動レベル
	既存現地調査	
自然的条件 及び社会的条件	既存資料調査	振動発生源の状況
		土地利用の状況、人家の分布状況
		関係法令の指定状況

(2) 現況把握方法

現況把握項目ごとの調査方法は、表 3.3-2 に示すとおりである。

表 3.3-2 現況把握項目ごとの調査方法

現況把握項目		調査地点	調査時期	調査方法
振動の状況	振動レベル	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点	既存資料の整理
	既存現地調査	計画地 2 地点及び 周辺地域 4 地点 (図 3.2-1 参照)	現施設が通常稼働 している平日の時 間帯別に各 2 回 ^{注1} (令和元年度～令 和 5 年度分)	JISZ8735「振動レベ ルの測定方法」に定 める方法
自然的条件 及び 社会的条件	振動発生源の状況	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点	既存資料の整理
	土地利用の状況、 人家の分布状況	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点	「国土数値情報ダ ウンロード」(国土 交通省 HP)の整理
	関係法令の指定状況	計画地及び その周辺地域	令和 6 年 10 月時点	環境基準等の 関係法令の整理

注 1) 時間帯は以下のとおりである。1 回につき、実測時間は 10 分とした。

昼間 (8:00~19:00)、夜間 (19:00~8:00)

(3) 現況把握の結果

① 振動の状況

ア 振動レベル

a 既存資料調査

計画地周辺において、環境振動の調査は実施されていないが、交差点を対象とした振動調査が実施されている。既存資料調査結果は、表 3.3-3 に示すとおりである。
令和 4 年の測定では、全測定日時で要請限度値を下回っている。

表 3.3-3 既存資料調査結果（振動）

単位：dB

調査地点	振動レベル（平均値）				要請限度値	
	令和 4 年 10 月 6 日		令和 5 年 2 月 14 日		昼間	夜間
	昼間	夜間	昼間	夜間		
萱窪交差点	25	22	28	29	65	60

注 1) 調査時間は 12 時間（午前 6 時～午後 6 時）である。

注 2) 表中の値は、該当時間における毎正時 10 分のエネルギー平均値（ L_{10} ）である。

注 3) 調査地点は、該当交差点内の 1 地点で実施している。

出典：「令和 4 年度『交通量環境』調査結果」（令和 6 年 10 月閲覧日の出町 HP、日の出町資料）

b 既存現地調査

既存現地調査結果は、表 3.3-4 に示すとおりである。

計画地の敷地境界及び各周辺地点における時間率振動レベル（ L_{10} ）は 30dB 未満であり、全地点で基準値を下回っていた。

表 3.3-4(1) 既存現地調査結果（振動レベル）

単位：dB

測定日時		地点 No. 1		測定日時		地点 No. 2	
年度	時間帯	振動レベル（ L_{10} ）	基準値	年度	時間帯	振動レベル（ L_{10} ）	基準値
令和 元年度	12/12 19:00	<30	55	令和 元年度	12/12 20:00	<30	55
	12/13 0:00	<30			12/13 1:00	<30	
	12/13 6:00	<30			12/13 6:00	<30	
	12/13 10:00	<30	60		12/13 11:00	<30	60
令和 2 年度	12/7 16:00	<30	60	令和 2 年度	12/7 15:00	<30	60
	12/7 21:00	<30	55		12/7 19:00	<30	55
	12/8 2:00	<30			12/8 3:00	<30	
	12/8 6:00	<30			12/8 6:00	<30	
令和 3 年度	12/9 16:00	<30	60	令和 3 年度	12/9 14:00	<30	60
	12/9 21:00	<30	55		12/9 19:00	<30	55
	12/10 2:00	<30			12/10 1:00	<30	
	12/10 7:00	<30			12/10 6:00	<30	
令和 4 年度	12/8 19:00	<30	55	令和 4 年度	12/8 20:00	<30	55
	12/9 0:00	<30			12/9 1:00	<30	
	12/9 6:00	<30			12/9 6:00	<30	
	12/9 9:00	<30	60		12/9 10:00	<30	60
令和 5 年度	12/7 15:00	<30	60	令和 5 年度	12/7 21:00	<30	55
	12/7 20:00	<30	55		12/8 0:00	<30	
	12/7 23:00	<30			12/8 7:00	<30	
	12/8 6:00	<30			12/8 8:00	<30	60

注 1) 基準値：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）」別表第 7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」6 振動の第 1 種区域における規制基準値

注 2) L_{10} ：振動レベルの 80%レンジ（測定した振動値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ 10%ずつ除外したもの）の上端値。

表 3.3-4(2) 既存現地調査結果（振動レベル）

単位：dB

測定日時		地点 No. 3		測定日時		地点 No. 4	
年度	時間帯	振動レベル(L ₁₀)	基準値	年度	時間帯	振動レベル(L ₁₀)	基準値
令和 元年度	12/12 19:00	<30	55	令和 元年度	12/12 19:00	<30	55
	12/12 23:00	<30			12/13 0:00	<30	
	12/13 6:00	<30			12/13 6:00	<30	
	12/13 11:00	<30	60		12/13 10:00	<30	60
令和 2年度	12/7 14:00	<30	60	令和 2年度	12/7 13:00	<30	60
	12/7 19:00	<30	55		12/7 19:00	<30	55
	12/7 23:00	<30			12/8 0:00	<30	
	12/8 6:00	<30			12/8 6:00	<30	
令和 3年度	12/9 15:00	<30	60	令和 3年度	12/9 16:00	<30	60
	12/9 20:00	<30	55		12/9 21:00	<30	55
	12/9 23:00	<30			12/9 23:00	<30	
	12/10 6:00	<30			12/10 6:00	<30	
令和 4年度	12/8 19:00	<30	55	令和 4年度	12/8 20:00	<30	55
	12/9 0:00	<30			12/8 23:00	<30	
	12/9 6:00	<30			12/9 6:00	<30	
	12/9 9:00	<30	60		12/9 9:00	<30	60
令和 5年度	12/7 14:00	<30	60	令和 5年度	12/7 14:00	<30	60
	12/7 20:00	<30	55		12/7 20:00	<30	55
	12/7 23:00	<30			12/7 23:00	<30	
	12/8 6:00	<30			12/8 7:00	<30	

注 1) 基準値：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年条例第 215 号)」別表第 7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」6 振動の第 1 種区域における規制基準値を準用

注 2) L₁₀：振動レベルの 80%レンジ（測定した振動値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ 10%ずつ除外したもの）の上端値。

表 3.3-4(3) 既存現地調査結果（振動レベル）

単位：dB

測定日時		地点 No. 5		測定日時		地点 No. 6	
年度	時間帯	振動レベル(L ₁₀)	基準値	年度	時間帯	振動レベル(L ₁₀)	基準値
令和 元年度	12/12 19:00	<30	55	令和 元年度	11/25 11:00	<30	60
	12/13 0:00	<30			11/25 19:00	<30	55
	12/13 6:00	<30			11/26 0:00	<30	
	12/13 10:00	<30	60		11/26 6:00	<30	
令和 2年度	12/7 13:00	<30	60	令和 2年度	11/17 10:00	<30	60
	12/7 19:00	<30	55		11/17 20:00	<30	55
	12/7 23:00	<30			11/18 0:00	<30	
	12/8 6:00	<30			11/18 6:00	<30	
令和 3年度	12/9 15:00	<30	60	令和 3年度	11/16 6:00	<30	55
	12/9 20:00	<30	55		11/16 9:00	<30	60
	12/9 23:00	<30			11/16 19:00	<30	55
	12/10 6:00	<30			11/16 23:00	<30	
令和 4年度	12/8 20:00	<30	55	令和 4年度	11/15 13:00	<30	60
	12/9 23:00	<30			11/15 19:00	<30	55
	12/9 6:00	<30			11/15 23:00	<30	
	12/9 9:00	<30	60		11/16 6:00	<30	
令和 5年度	12/7 15:00	<30	60	令和 5年度	11/13 20:00	<30	55
	12/7 21:00	<30	55		11/13 23:00	<30	
	12/7 23:00	<30			11/14 6:00	<30	
	12/8 7:00	<30			11/14 9:00	<30	60

注 1) 基準値：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年条例第 215 号)」別表第 7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」6 振動の第 1 種区域における規制基準値を準用

注 2) L₁₀：振動レベルの 80%レンジ（測定した振動値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ 10%ずつ除外したもの）の上端値。

② 自然的条件及び社会的条件

ア 振動発生源の状況

計画地及びその周辺地域の振動の固定発生源は、計画地内のエコセメント化施設が挙げられる。その他、表 3.1-6、図 3.1-3 に示す施設も該当すると考えられる。

また、移動発生源は都道 31 号を走行する車両が挙げられる。

イ 土地利用の状況、人家の分布状況

土地利用の状況、人家の分布状況は「3.1、3.1.2、(3)、③、イ 土地利用の状況、人家の分布状況」に示したとおりである。

ウ 関係法令の指定状況

a 法に基づく規制基準

振動規制法において、特定工場等から発生する振動に係る規制基準が定められているが、計画地が位置する日の出町は適用地域外である。

b その他

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく工場及び指定作業場に係る振動の規制基準は、表 3.3-5 に示すとおりである。

表 3.3-5 環境確保条例に基づく工場及び指定作業場に係る振動の規制基準

区域区分		敷地の境界における振動の大きさ (dB)	
		昼間 (第一種区域：8～19時) (第二種区域：8～20時)	夜間 (第一種区域：19～翌8時) (第二種区域：20～翌8時)
第一種 区 域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 無指定地域（第二種区域を除く）	60dB	55dB
第二種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

注1) 学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、各欄に定める当該値から5dBを減じた値とする。

3.3.3 予測

(1) 施設の稼働による振動の影響

① 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常状態となった時期とした。

② 予測項目

予測項目は、施設の稼働による振動（振動レベル）とした。

③ 予測方法

ア 予測地点、範囲

予測地点は、図 3.2-1 の敷地境界 2 地点 (No. 1、No. 2) に加え、影響が最大となる敷地境界上 1 地点とした。また、予測範囲は敷地境界から概ね 100m の範囲とした。

イ 予測手法

予測手法は、図 3.3-1 に示すとおりである。

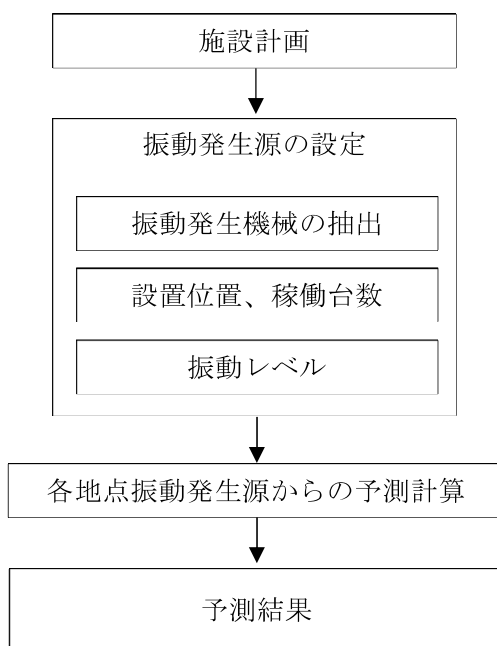


図 3.3-1 予測手順（振動）

ウ 予測式

予測は、「道路環境影響評価の技術手法」（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所 独立法人土木研究所）に示される、振動源からの距離により減衰する伝播理論計算式を用いた。

$$L_r = L_{r0} + 20 \log_{10}(r_0/r)^n + 8.68(r_0 - r) \alpha$$

ここで、	L_r	:	予測地点における振動レベル (dB)
	L_{r0}	:	基準点における振動レベル (dB)
	r	:	振動源から予測地点までの距離 (m)
	r_0	:	振動源から基準点までの距離 (m)
	n	:	幾何減衰定数 (0.75)
	α	:	内部減衰定数 (0.01)

また、受振点の合成振動レベルは、各振動源からの振動レベルを以下の式を用いて合成することにより算出した。

$$VL = 10 \cdot \log_{10} \left(\sum_{i=1}^n 10^{VL_i/10} \right)$$

VL	:	予測地点における振動レベル (dB)
VL_i	:	i 番目の設備機器の予測地点における振動レベル (dB)
n	:	振動源数

エ 予測条件

a 主な設備機器の振動レベル

振動発生源となる主な設備機器の振動レベルは、表 3.3-6 に示すとおり設定した。

表 3.3-6 主な設備機器の振動レベル

No.	施設	機器名	能力・規格	台数	振動レベル (dB)	条件
1	湿灰受入処理施設	移動式破砕機	40t/日	1	60 ^{*1}	機側 7m
2		バックホウ	0.8m ³	1	71 ^{*2}	機側 10m
4	乾燥灰受入処理施設	受入コンベヤ	15kW	2	58 ^{*3}	機側 1m
5		混練機	90kW	2	60 ^{*4}	機側 7m

注1) 振動レベルは以下の資料等から類似設備の値を引用した。

*1: メーカー値

*2: 「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック 第3版」(平成13年、(社)日本建設機械化協会)

*3: 「多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業環境影響評価書 資料編」(平成15年1月、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合)

*4: 「上田地域広域連合資源循環型施設整備事業に係る環境影響評価準備書」(令和6年4月、上田地域広域連合)

注2) No. は図 3.2-4 と対応する。

④ 予測結果

予測結果は、表 3.3-7 に示すとおりである。施設の稼働による振動レベルは、30dB 未満となった。

なお、参考として、現況振動と予測結果の合成値を表 3.3-8 に示す。

表 3.3-7 予測結果 (振動)

単位: dB

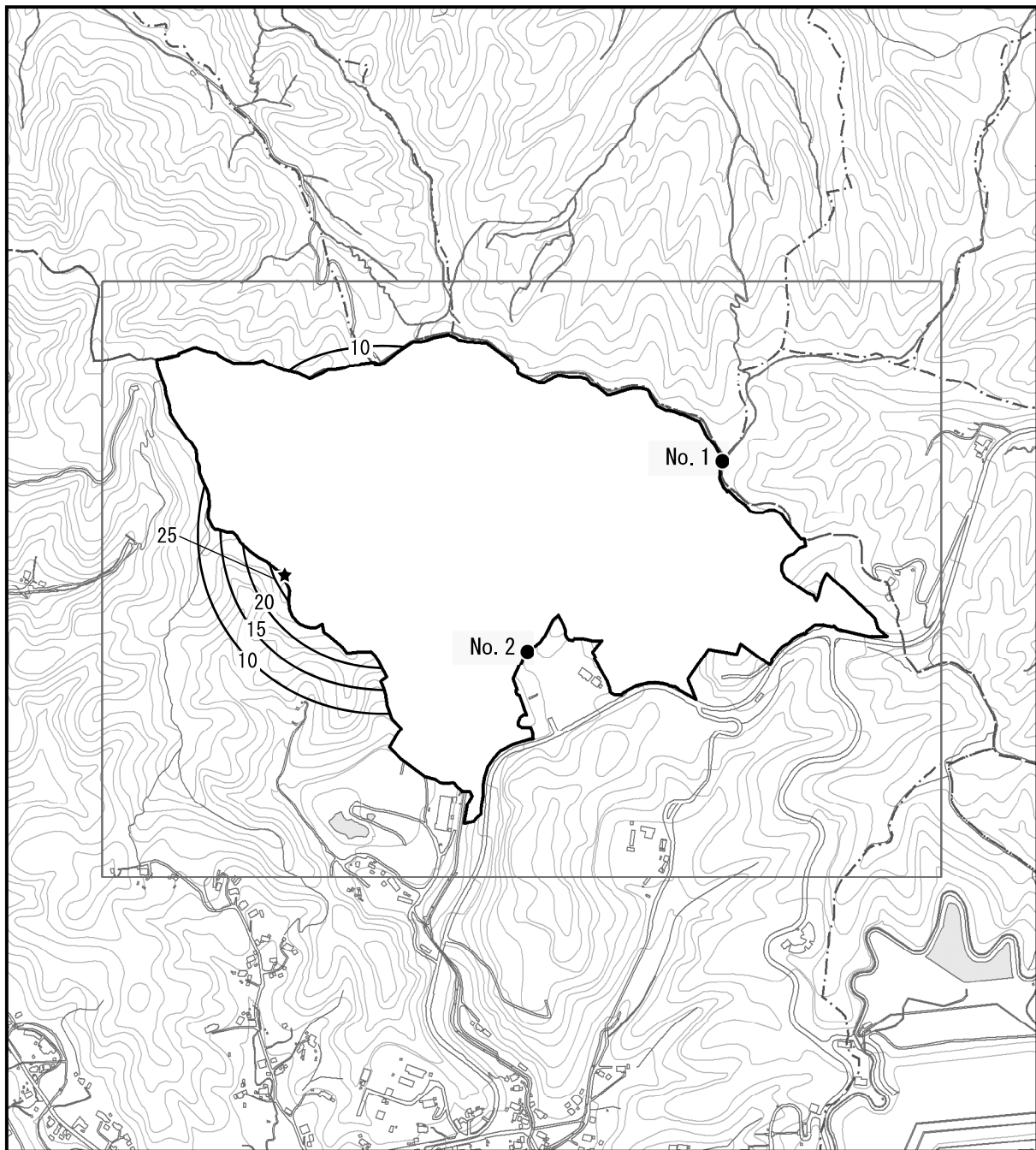
予測地点	予測結果
敷地境界	<30
最大値出現地点	(26)
No. 1	<30 (0)
No. 2	<30 (8)

表 3.3-8 現況振動と予測結果の合成値 (参考)

単位: dB

予測地点	現況振動	予測結果	合成値 (参考)
No. 1	<30	<30 (0)	<30
No. 2	<30	<30 (8)	<30

注1) 合成値は「ウ 予測式」に示す合成振動レベルの算定式を用いた。なお、算定にあたっては現況振動を29dBと仮定した。算定結果が30dB未満となったため、表中の「合成値(参考)」の値は「<30」とした。



凡例

- 計画地
- 市町界
- 予測範囲
- 振動レベル線 (dB)
- ★ 敷地境界最大値出現地点 (26dB)
- 予測地点 (No.1 : 0dB、No.2 : 8dB)

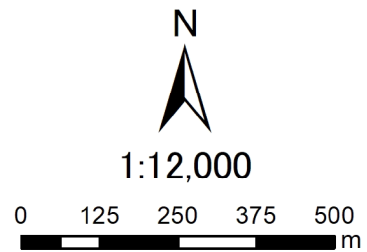


図 3.3-2 予測結果 (振動)

3.3.4 影響の分析

(1) 施設の稼働による振動

① 影響の分析方法

ア 影響の回避または低減に係る分析

適切な振動対策がなされているかについて検討し、施設の稼働による振動の影響が実行可能な範囲で回避、又は低減されているかについて明らかにする方法とした。

イ 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境保全上の目標は、表 3.3-9 に示すとおりとした。

表 3.3-9 生活環境の保全上の目標（振動）

項目	時間区分	生活環境の保全上の目標	備考
施設の稼働による振動（振動レベル）	昼間 8時～19時	60 dB	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」における工場及び指定作業場に係る振動の規制基準（第一種区域）

② 影響の分析結果

ア 影響の回避または低減に係る分析

施設の稼働による振動については、表 3.3-10 に示す環境保全対策を実施する計画である。よって、施設の稼働による振動の影響は、実行可能な範囲で回避または低減されるものと分析する。

表 3.3-10 環境保全対策（施設の稼働による振動）

環境保全対策
低振動型の機器を採用するよう努める。
設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。
設備機器のアイドルングストップを徹底する。
設備機器の配置は、可能な限り敷地境界から離れた場所に設置するよう努める。
振動のモニタリングを実施する。

イ 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

施設の稼働による振動について、生活環境の保全上の目標と予測結果との整合性の分析結果は表 3.3-11 に示すとおりである。予測結果は生活環境の保全上の目標を下回っていることから、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと分析する。

表 3.3-11 生活環境の保全上の目標との整合性の分析結果（振動）

単位：dB

予測地点	予測結果	生活環境の 保全上の目標
敷地境界 最大値出現地点	<30 (26)	60
No. 1	<30 (0)	
No. 2	<30 (8)	

3.4 悪臭

3.4.1 調査対象地域

調査対象地域は、図 3.4-1 に示す計画地及び悪臭の影響範囲を考慮し、計画地及びその周辺地域とした。

3.4.2 現況把握

(1) 現況把握項目

現況把握項目ごとの調査方法を表 3.4-1 に示すとおりである。

表 3.4-1 現況把握項目（悪臭）

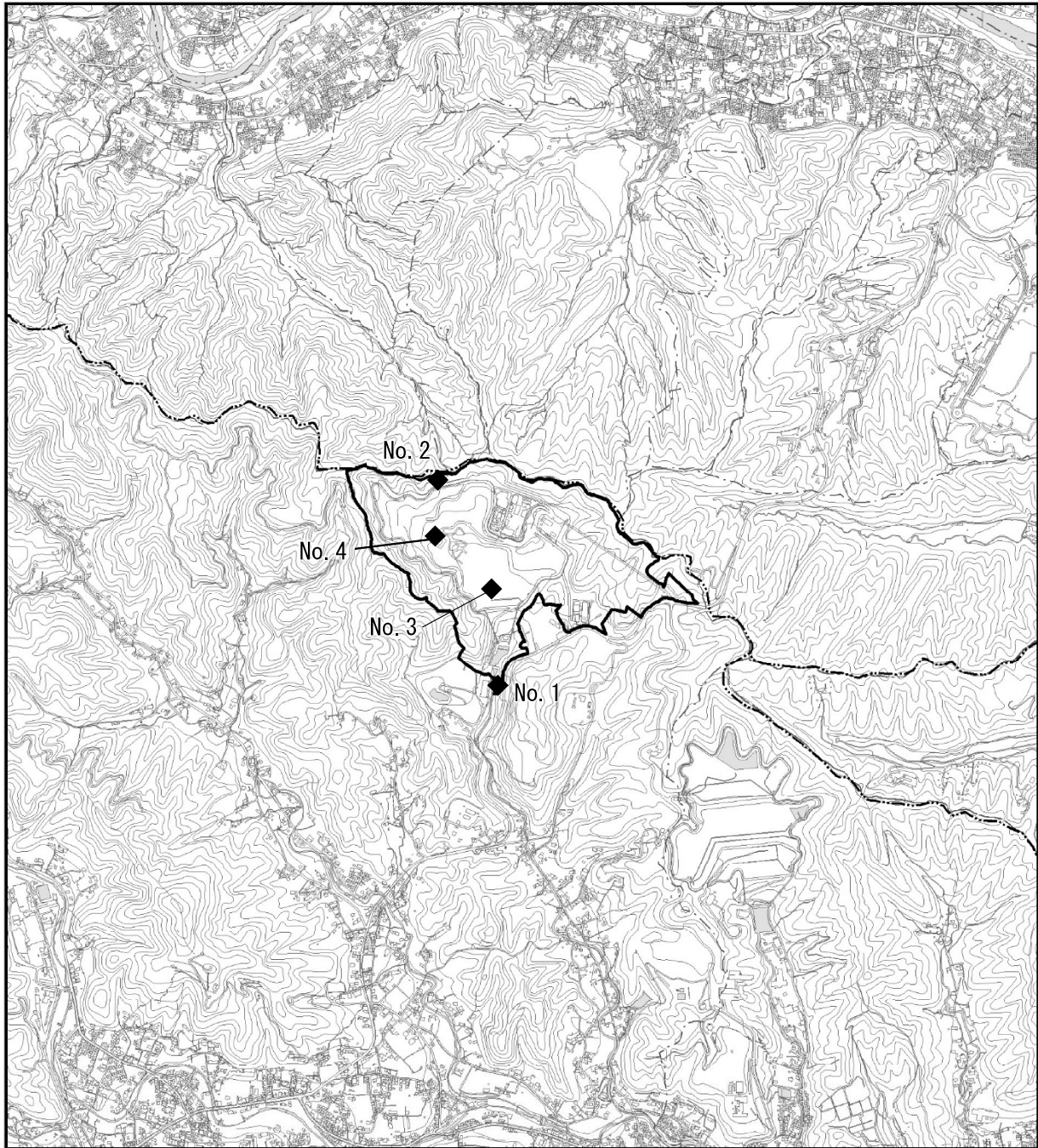
区分		現況把握項目
悪臭の状況	既存資料調査	臭気指数
	既存現地調査	
自然的条件 及び社会的条件	既存資料調査	悪臭発生源の状況
		土地利用の状況、人家の分布状況
		関係法令の指定状況

(2) 現況把握方法


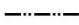

現況把握項目ごとの調査方法を表 3.4-2 に示すとおりである。

表 3.4-2 現況把握項目ごとの調査方法

現況把握項目		調査地点	調査時期	調査方法
悪臭の状況	臭気指数	計画地及びその周辺地域	令和6年10月時点	既存資料の整理
	臭気指数	計画地4地点 (図 3.4-1 参照)	6月及び8月に各1回測定 (令和2年度～令和6年度)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法
自然的条件 及び 社会的条件	悪臭発生源の状況	計画地及びその周辺地域	令和6年10月時点	既存資料の整理
	土地利用の状況、 人家の分布状況	計画地及びその周辺地域	令和6年10月時点	「国土数値情報ダウンロード」(国土交通省HP)の整理
	関係法令の指定状況	計画地及びその周辺地域	令和6年10月時点	環境基準等の関係法令の整理



凡例

-  計画地
-  市町界
-  悪臭調査地点

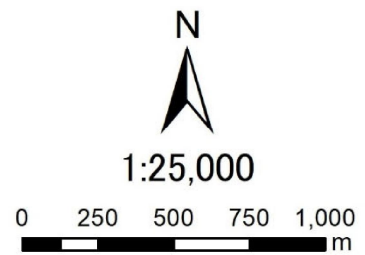


図 3.4-1 既存現地調査
地点図 (悪臭)

(3) 現況把握の結果

① 悪臭の状況

ア 臭気指数

a 既存資料調査

計画地及びその周辺地域における悪臭の調査は実施されていない。

b 既存現地調査

既存現地調査結果は、表 3.4-3 に示すとおりである。

敷地境界における調査結果について、令和 5 年度（6 月 9 日）の地点 No. 2 で 12 と基準値を上回っていたが、再測定結果（令和 5 年 6 月 20 日）は基準値を満足していた。また、その他の測定日及び地点においては基準値を満足していた。

表 3.4-3 既存現地調査結果（臭気指数）

測定日時		敷地境界		計画地内		基準値
		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	
令和 2 年度	6/1	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10
	8/12	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	
令和 3 年度	6/4	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	
	8/6	10 未満	10 未満	15	10 未満	
令和 4 年度	6/3	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	
	8/8	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	
令和 5 年度	6/9	10 未満	12	10 未満	10 未満	
	6/20	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	
	8/4	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	
令和 6 年度	6/14	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	
	8/2	10 未満	10 未満	10 未満	15	

注 1) 基準値：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）」別表第 7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」7 悪臭のうち第一種区域の規制基準値（No. 3、No. 4 は準用）

注 2) 敷地境界（No. 1、No. 2）において臭気指数が公害防止基準値を超過した場合、臭気指数の再測定及び特定悪臭物質の測定を実施している。

注 3) 令和 5 年 6 月 9 日における No. 2 の測定結果について、基準値超過の原因は、調査が降雨後であったことから、土壌からの臭気物質の影響を受けたことによるものと考えられる。

注 4) 令和 5 年 6 月 20 日の測定結果は、6 月 9 日の測定で No. 2 が基準値を超過したことを受け、再測定を実施したものである。

② 自然的条件及び社会的条件

ア 悪臭発生源の状況

計画地周辺の悪臭の固定発生源は、計画地内のエコセメント化施設が挙げられる。

イ 土地利用の状況、人家の分布状況

土地利用の状況、人家の分布状況は「3.1、3.1.2、(3)、③、イ 土地利用の状況、人家の分布状況」に示したとおりである。

ウ 関係法令の指定状況

a 法に基づく規制基準

悪臭防止法に基づく悪臭に係る規制基準は表 3.4-4 に示すとおりである。

なお、計画地及びその周辺地域の用途地域は無指定であるため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）によって第一種区域の基準（臭気指数：10）が適用される。

表 3.4-4 悪臭防止法及び環境確保条例に基づく悪臭に係る規制基準

項目	第一種区域	第二種区域	第三種区域
臭気指数	10	12	13

注1) 地域区分の詳細は以下のとおりである。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、無指定地域（第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く）

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、これらの地域に接する地先及び水面

第三種区域：工業地域、工業専用地域、これらの地域に接する地先及び水面

出典：「悪臭防止法・環境確保条例による規制」（東京都 HP）

3.4.3 予測

(1) 施設からの悪臭の漏洩による影響

① 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常状態となった時期とした。

② 予測項目

予測項目は、臭気指数（臭気濃度）とした。

③ 予測方法

ア 予測地点、範囲

予測地点は、敷地境界とした。

イ 予測方法

予測方法は、悪臭防止対策等の内容を踏まえた定性的な予測とした。

ウ 予測条件

a 環境保全対策

施設の稼働においては、表 3.4-5 に示す環境保全対策を実施する計画である。

表 3.4-5 環境保全対策（施設からの悪臭の漏洩）

環境保全対策
施設は仮設テント内に設置する。
仮設テント内部は集塵機で吸引することにより臭気を除去するとともに、仮設テント内部を常時負圧に保つ。
乾燥灰は、搬入車両から混練機まで密閉されたポンプ及びタンクで保管する。
設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。
悪臭のモニタリングを実施する。

④ 予測結果

施設からの悪臭の漏洩に対する環境保全対策として、設備機器は仮設テント内に設置する。なお、悪臭の発生源と考えられる焼却残さの受入れ作業は、全て仮設テント内で行う計画であり、乾燥灰においては搬入車両から混練機まで密閉されたポンプ及びタンクで保管する。

また、仮設テント内部は集塵機で吸引することにより臭気を除去するとともに、仮設テント内部を常時負圧に保ち、周辺環境への拡散を防止する。

以上のことから、環境保全対策の実施により、施設からの悪臭の漏洩による影響は小さく、現況が著しく悪化することはないと予測する。

3.4.4 影響の分析

(1) 施設からの悪臭の漏洩

① 影響の分析方法

ア 影響の回避または低減に係る分析

適切な振動対策がなされているかについて検討し、施設からの悪臭の漏洩の影響が実行可能な範囲で回避、又は低減されているかについて明らかにする方法とした。

イ 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境保全上の目標は、表 3.4-6 に示すとおりとした。

表 3.4-6 生活環境の保全上の目標（悪臭）

項目	生活環境の保全上の目標	備考
施設からの悪臭の漏洩	10	「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」における敷地境界の臭気指数規制基準

② 影響の分析結果

ア 影響の回避または低減に係る分析

施設からの悪臭の漏洩については、表 3.4-7 に示す環境保全対策を実施する計画である。よって、施設からの悪臭の漏洩の影響は、実行可能な範囲で回避または低減されるものと分析する。

表 3.4-7 環境保全対策（施設からの悪臭の漏洩）

環境保全対策
施設は仮設テント内に設置する。
仮設テント内部は集塵機で吸引することにより臭気を除去するとともに、仮設テント内部を常時負圧に保つ。
乾燥灰は、搬入車両から混練機まで密閉されたポンプ及びタンクで保管する。
設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。
悪臭のモニタリングを実施する。

イ 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

既存現地調査において、直近5年間の臭気指数は概ね10未満となっていた。本事業において適切な環境保全対策を実施することで、施設からの悪臭の漏洩による影響は小さく、現況が著しく悪化することはないと考えられることから、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと分析する。

第4章 総合的な評価

4.1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理

生活環境影響調査項目として選定した大気質、騒音、振動、悪臭の4項目に関して、現況把握、予測、影響の分析の概要は表 4.1-1 に示すとおりである。

施設に係る生活環境への影響はいずれの項目とも生活環境の保全上の目標を達成できるとともに、環境保全対策の実施により環境への影響をできる限り低減することから、本施設による環境への影響は小さいものと評価する。

表 4.1-1(1) 生活環境影響調査の結果の整理（大気汚染）

項目	区分	生活環境影響調査の結果		
施設の稼働による粉じん	現況把握の結果	<p>① 大気質の状況（粉じん）</p> <p>●既存資料調査 日平均値は 0.006mg/m³、1時間値の最大値は 0.010mg/m³ であり、環境基準を下回っている。</p> <p>●既存現地調査 計画地の敷地境界地点である地点 No.1 及び No.2 の日平均値は 0.005～0.025mg/m³ であり、1時間値の最大値は 0.161mg/m³ であった。その他の周辺地域の日平均値は 0.006～0.026mg/m³ であり、1時間値の最大値は 0.113mg/m³ であった。なお、全ての地点において環境基準を下回っていた。</p> <p>② 気象の状況 年間における風向出現頻度は、静穏が 24.4% で最も多く、次いで南西が 14.2% であった。また、年間の最大平均風速は、南西の 1.1m/s であった。</p>		
	予測の結果及び影響の分析の結果	<p>①影響の回避または低減に係る分析 施設の稼働による粉じんについては、以下に示す環境保全対策を実施する計画である。よって、施設の稼働による粉じんの影響は、実行可能な範囲で回避または低減されるものと分析する。</p> <div style="text-align: center;"> <p>環境保全対策（施設の稼働による粉じん）</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>施設は仮設テント内に設置する。</td> </tr> <tr> <td>必要に応じて場内の散水を行う。</td> </tr> <tr> <td>粉じん（浮遊粒子状物質）のモニタリングを実施する。</td> </tr> </table> </div> <p>②生活環境の保全上の目標と整合性に係る分析 計画地において、粉じんが飛散する可能性のある風はほとんど発生しない状況である。また、適切な環境保全対策を実施することから、現況の粉じんの状況を悪化させないと考えられ、生活環境の保全上の目標との整合は図られていると分析する。</p>	施設は仮設テント内に設置する。	必要に応じて場内の散水を行う。
施設は仮設テント内に設置する。				
必要に応じて場内の散水を行う。				
粉じん（浮遊粒子状物質）のモニタリングを実施する。				

表 4.1-1(2) 生活環境影響調査の結果の整理（騒音）

項目	区分	生活環境影響調査の結果																
施設の稼働による騒音	現況把握の結果	<p>①騒音の状況</p> <p>計画地の敷地境界地点である地点 No. 1 及び地点 No. 2 は、全測定日時で規制基準を下回っていた。周辺地点について、地点 No. 5 における時間率騒音レベル(L_{A5})の 20 時、23 時、6 時の時間区分平均値は 46dB であり、基準値を上回っていた。ただし、地点 No. 5 側の敷地境界地点である No. 2 の調査結果は基準値を下回っていることや、調査結果は調査日前日の降雨に伴う河川流量の増加による影響を受けたものと考えられることから、基準超過の原因は既存施設の稼働による影響ではないと考えられる。なお、その他の時間帯及び地点においては、基準値を満足していた。</p>																
	予測の結果及び影響の分析の結果	<p>①影響の回避または低減に係る分析</p> <p>施設の稼働による騒音については、以下に示す環境保全対策を実施する計画である。よって、施設の稼働による騒音の影響は、実行可能な範囲で回避または低減されるものと分析する。</p> <p style="text-align: center;">環境保全対策（施設の稼働による騒音）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>施設は仮設テント内に設置する。</td></tr> <tr><td>仮設テントは必要に応じて防音シートを使用する等の防音対策も実施する。</td></tr> <tr><td>低騒音型の機器を採用するよう努める。</td></tr> <tr><td>設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。</td></tr> <tr><td>設備機器のアイドルングストップを徹底する。</td></tr> <tr><td>設備機器の配置は、可能な限り敷地境界から離れた場所に設置するよう努める。</td></tr> <tr><td>騒音のモニタリングを実施する。</td></tr> </table> <p>②生活環境の保全上の目標と整合性に係る分析</p> <p>予測結果は生活環境の保全上の目標を下回っていることから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと分析する。</p> <p style="text-align: center;">生活環境の保全上の目標との整合性の分析結果（騒音）</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果</th> <th>生活環境の保全上の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界 最大値出現地点</td> <td>48</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">50</td> </tr> <tr> <td>No. 1</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table>	施設は仮設テント内に設置する。	仮設テントは必要に応じて防音シートを使用する等の防音対策も実施する。	低騒音型の機器を採用するよう努める。	設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。	設備機器のアイドルングストップを徹底する。	設備機器の配置は、可能な限り敷地境界から離れた場所に設置するよう努める。	騒音のモニタリングを実施する。	予測地点	予測結果	生活環境の保全上の目標	敷地境界 最大値出現地点	48	50	No. 1	37	No. 2
施設は仮設テント内に設置する。																		
仮設テントは必要に応じて防音シートを使用する等の防音対策も実施する。																		
低騒音型の機器を採用するよう努める。																		
設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。																		
設備機器のアイドルングストップを徹底する。																		
設備機器の配置は、可能な限り敷地境界から離れた場所に設置するよう努める。																		
騒音のモニタリングを実施する。																		
予測地点	予測結果	生活環境の保全上の目標																
敷地境界 最大値出現地点	48	50																
No. 1	37																	
No. 2	43																	

表 4.1-1(3) 生活環境影響調査の結果の整理（振動、悪臭）

項目	区分	生活環境影響調査の結果														
施設の稼働による振動	現況把握の結果	<p>①振動の状況</p> <p>各地点における時間率振動レベル(L₁₀)の時間区分平均値は 30dB 未満であり、全地点で規制基準値、基準値を下回っていた。</p>														
	予測の結果および影響の分析の結果	<p>①影響の回避または低減に係る分析</p> <p>施設の稼働による振動については、以下に示す環境保全対策を実施する計画である。よって、施設の稼働による振動の影響は、実行可能な範囲で回避または低減されるものと分析する。</p> <p style="text-align: center;">環境保全対策（施設の稼働による振動）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>低振動型の機器を採用するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。</td> </tr> <tr> <td>設備機器のアイドルングストップを徹底する。</td> </tr> <tr> <td>設備機器の配置は、可能な限り敷地境界から離れた場所に設置するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>振動のモニタリングを実施する。</td> </tr> </table> <p>②生活環境の保全上の目標と整合性に係る分析</p> <p>予測結果は生活環境の保全上の目標を下回っていることから、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと分析する。</p> <p style="text-align: center;">生活環境の保全上の目標との整合性の分析結果（振動）</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果</th> <th>生活環境の保全上の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界 最大値出現地点</td> <td><30 (26)</td> <td rowspan="3">60</td> </tr> <tr> <td>No. 1</td> <td><30 (0)</td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td><30 (8)</td> </tr> </tbody> </table>	低振動型の機器を採用するよう努める。	設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。	設備機器のアイドルングストップを徹底する。	設備機器の配置は、可能な限り敷地境界から離れた場所に設置するよう努める。	振動のモニタリングを実施する。	予測地点	予測結果	生活環境の保全上の目標	敷地境界 最大値出現地点	<30 (26)	60	No. 1	<30 (0)	No. 2
低振動型の機器を採用するよう努める。																
設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。																
設備機器のアイドルングストップを徹底する。																
設備機器の配置は、可能な限り敷地境界から離れた場所に設置するよう努める。																
振動のモニタリングを実施する。																
予測地点	予測結果	生活環境の保全上の目標														
敷地境界 最大値出現地点	<30 (26)	60														
No. 1	<30 (0)															
No. 2	<30 (8)															
施設からの悪臭の漏洩	現況把握の結果	<p>①悪臭の状況</p> <p>敷地境界における調査結果について、令和 5 年度の地点 No. 2 で 12 と基準値を上回っていたが、再測定結果は基準値を満足していた。また、その他の測定日及び地点においては基準値を満足していた。</p>														
	予測の結果及び影響の分析の結果	<p>①影響の回避または低減に係る分析</p> <p>施設からの悪臭の漏洩については、以下に示す環境保全対策を実施する計画である。よって、施設からの悪臭の漏洩の影響は、実行可能な範囲で回避または低減されるものと分析する。</p> <p style="text-align: center;">環境保全対策（施設からの悪臭の漏洩）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>施設は仮設テント内に設置する。</td> </tr> <tr> <td>仮設テント内部は集塵機で吸引することにより臭気を除去するとともに、仮設テント内部を常時負圧に保つ。</td> </tr> <tr> <td>乾燥灰は、搬入車両から混練機まで密閉されたポンプ及びタンクで保管する。</td> </tr> <tr> <td>設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。</td> </tr> <tr> <td>悪臭のモニタリングを実施する。</td> </tr> </table> <p>②生活環境の保全上の目標と整合性に係る分析</p> <p>既存現地調査において、直近 5 年間の臭気指数は概ね 10 未満となっていた。本事業において適切な環境保全対策を実施することで、施設からの悪臭の漏洩による影響は小さく、現況が著しく悪化することはないと考えられることから、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと分析する。</p>	施設は仮設テント内に設置する。	仮設テント内部は集塵機で吸引することにより臭気を除去するとともに、仮設テント内部を常時負圧に保つ。	乾燥灰は、搬入車両から混練機まで密閉されたポンプ及びタンクで保管する。	設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。	悪臭のモニタリングを実施する。									
施設は仮設テント内に設置する。																
仮設テント内部は集塵機で吸引することにより臭気を除去するとともに、仮設テント内部を常時負圧に保つ。																
乾燥灰は、搬入車両から混練機まで密閉されたポンプ及びタンクで保管する。																
設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。																
悪臭のモニタリングを実施する。																

4.2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

- ・施設は仮設テント内に設置する。
- ・仮設テントは必要に応じて防音シートを使用する等の防音対策も実施する。
- ・仮設テント内部は集塵機で吸引することにより臭気を除去するとともに、仮設テント内部を常時負圧に保つ。
- ・低騒音、低振動型の機器を採用するよう努める。
- ・設備機器のアイドルリングストップを徹底する。
- ・設備機器の配置は、可能な限り敷地境界から離れた場所に設置するよう努める。
- ・乾燥灰は、搬入車両から混練機まで密閉されたポンプ及びタンクで保管する。

4.3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

- ・必要に応じて場内の散水を行う。
- ・設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。
- ・粉じん（浮遊粒子状物質）、騒音、振動、悪臭のモニタリングを実施する。

一般廃棄物処理施設の維持管理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」と言う。）第 9 条の 3 第 6 項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の維持管理計画について公表する。

一般廃棄物処理施設の維持管理計画

施設の維持に関しては、下記を目的に適切な運転管理、保全及び安全衛生管理を計画的に実施し、適切な維持管理を行う。

- (1) 施設の処理機能は設計とおり合理的かつ安全に性能が発揮され、これを定常的にわたり維持する。
- (2) 施設の機能低下防止のため十分な保守点検整備を行い、機器を傷めず能力を十分に発揮させる。
- (3) 適正な運転管理で公害の発生防止を図る。

なお、一般廃棄物処理施設の維持管理においては、「廃掃法」、「環境基本法」、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」、「電気事業法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規制基準を遵守する。

1. 維持管理体制

一般廃棄物処理施設の運転を系統的に行う技術上並びに運営上の管理業務、施設の稼働状態を長期にわたり安定的に持続させるための保全業務と、公害防止に対処するための分析業務を十分考慮した管理体制を組んで施設の運営に当たる。また、事故を未然に防止するための管理体制の整備を図り、作業に従事する職員の安全の確保についても十分な配慮を行う。

さらに、ごみ処理技術者及び関連法規で定められた法的有資格者による施設の適正な維持管理に努める。

2. 維持管理基準

ごみ処理施設の維持においては、施設からの排ガス、排水、臭気、振動、騒音等による二次公害を防止するため適正な運転管理を行い、それぞれの基準を長期にわたり遵守する。

- ①プラント整備の日常点検を適切に行う。
- ②プラント整備の定期点検を適切に行う。
- ③プラント設備の法定点検を適切に行う。
- ④土木・建築関連の点検・補修を適切に行う。
- ⑤物品・薬品等の調達を適切に行う。
- ⑥突発的な補修対応を適切に行う。
- ⑦地震等による建物の倒壊等が発生しないように設備管理を行う。

「廃掃法」第 8 条の 3、環境省令（施行規則）第 4 条の 5 の一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用を次表に示す。

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3第1項)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項)

条項	技術上の基準	維持管理の計画
第一項	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように管理する。
第六項	破砕施設にあつては、次のとおりとする。 イ 投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。 ロ 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	投入前にスケルトンバケット付きバックホウなどにより、不適物が混入しないように選別処理を行う。 破砕作業は施設内を負圧に保つ室内で行い、集じん設備を設ける。
第八項	選別施設にあつては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	集じん設備を設けるとともに必要に応じて、防じん散水を行い、飛散を防止する。
第十項	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみ飛散防止対策及び悪臭防止対策として下記措置を行う。 ・受入処理施設内を負圧に保つ。 ・ごみの飛散及び悪臭発生の可能性がある機器は建屋内に収納し、また各機器は必要によりケーシング内に収納する。 ・粉じんが発生する機器から局所排気を行い、粉じんはバグフィルタで捕集して処理する。
第十一項	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	作業終了後に構内の清掃を行い、構内を清潔にし、蚊・はえ等の発生を防止する。
第十二項	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	運転中に巡回点検を行い、異常騒音、異常振動が発見された場合、設備停止後に原因調査を行い、速やかに改善を行う。 処理量過多により異常騒音、異常振動が発生しないよう、定量投入となるように遠隔監視で速度制御を行う。
第十三項	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	排水は浸出水処理施設にて処理後下水放流する。
第十四項	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の機能を維持するため、始業・終業点検、週末点検、月例点検等を実行する。また、定期的に負荷電流の測定や継電器動作試験などの機能検査を行う。
第十五項	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	本施設の運転及び維持管理は組合が発注する事業者にて行う。組合は、定期的に維持管理状況の報告を受け、常に状況を把握し、状況により必要な対策を行う。
第十六項	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の点検記録票等を作成し、3年間保存する。